

有価証券報告書

事業年度 自 2020年10月1日
(第23期) 至 2021年9月30日

GMOフィナンシャルゲート株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第23期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	21
2 【事業等のリスク】	26
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	37
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	39
第4 【提出会社の状況】	40
1 【株式等の状況】	40
2 【自己株式の取得等の状況】	49
3 【配当政策】	49
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	68
1 【連結財務諸表等】	69
2 【財務諸表等】	100
第6 【提出会社の株式事務の概要】	110
第7 【提出会社の参考情報】	111
1 【提出会社の親会社等の情報】	111
2 【その他の参考情報】	111
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	112

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年12月20日

【事業年度】 第23期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 GMOフィナンシャルゲート株式会社

【英訳名】 GMO Financial Gate, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉山 憲太郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

【電話番号】 03-6416-3881(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 池澤 正光

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

【電話番号】 03-6416-3881(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 池澤 正光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	1,617,103	2,379,019	3,691,567	7,089,506
経常利益 (千円)	169,037	226,579	428,752	619,341
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	90,092	134,820	291,858	411,378
包括利益 (千円)	90,092	134,820	254,375	372,784
純資産額 (千円)	2,673,625	3,044,163	4,018,167	4,376,410
総資産額 (千円)	4,160,716	4,885,196	6,124,865	7,136,119
1株当たり純資産額 (円)	743.67	781.17	967.47	1,026.91
1株当たり当期純利益 (円)	25.06	37.50	79.84	101.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	78.73	98.81
自己資本比率 (%)	64.3	57.5	62.4	59.1
自己資本利益率 (%)	3.4	4.9	8.8	10.2
株価収益率 (倍)	—	—	139.0	333.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△124,526	339,077	△537,312	957,075
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△140,479	△171,712	△336,749	△465,672
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,671	227,167	684,596	△3,810
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,740,961	3,135,493	2,946,028	3,433,620
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	38 (6)	48 (10)	58 (13)	81 (21)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、当社は2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第20期及び第21期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. 第20期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

6. 第20期において子会社における過年度の売上計上に係る誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額14,962千円を第21期の連結計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正による修正再表示を反映している第20期及び第21期の連結財務諸表の数値と定時株主総会において承認された連結計算書類の数値が一部異なっております。

7. 2020年2月14日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	1,051,211	1,314,934	2,040,761	3,379,443	6,705,833
経常利益 (千円)	92,532	103,365	148,627	426,306	759,691
当期純利益 (千円)	66,061	66,433	104,694	296,697	579,153
資本金 (千円)	1,173,309	1,173,309	1,173,309	1,533,123	1,605,446
発行済株式総数 (株)	119,839	119,839	119,839	3,948,370	4,106,320
純資産額 (千円)	2,566,893	2,633,327	2,738,021	3,754,347	4,318,960
総資産額 (千円)	4,082,126	3,982,467	4,402,378	5,748,652	6,946,505
1株当たり純資産額 (円)	21,419.52	732.46	761.58	950.86	1,051.80
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	40.00 (—)	51.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	551.35	18.48	29.12	81.17	143.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	80.04	139.11
自己資本比率 (%)	62.9	66.1	62.2	65.3	62.2
自己資本利益率 (%)	2.6	2.6	3.9	9.1	14.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	136.8	237.2
配当性向 (%)	—	—	—	49.3	35.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	24 (4)	30 (6)	37 (9)	46 (13)	63 (21)
株主総利回り (比較指標：配当無し TOPIX) (%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	307.6 (124.9)
最高株価 (円)	—	—	—	13,620	34,650
最低株価 (円)	—	—	—	4,965	11,340

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第19期から第21期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 第19期から第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、当社は2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第19期から第21期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。

6. 第20期から第23期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。第19期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
7. 2020年2月14日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 第19期から第22期の株主総利回り及び比較指標については、2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。第23期の株主総利回り及び比較指標については、第22期末を基準として算定しております。
9. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。なお、2020年7月15日に同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

当社の前身である株式会社シー・オー・シーは、デビットカード(J-Debit)の通信・決済代行を行う情報処理センターとして、株式会社アイネス、メモレックス・テレックス株式会社、エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社及び株式会社データアプリケーションの共同出資により1999年に設立されました。

その後、2010年にGMOペイメントゲートウェイ株式会社(以下、「GMO-PG」という。)の持分法適用関連会社としてGMOインターネットグループ入りしました。2015年に商号を「GMOフィナンシャルゲート株式会社」に変更し、2016年9月にGMO-PGを引受先とした第三者割当増資を行いGMO-PGの連結子会社となりました。

株式会社シー・オー・シー設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

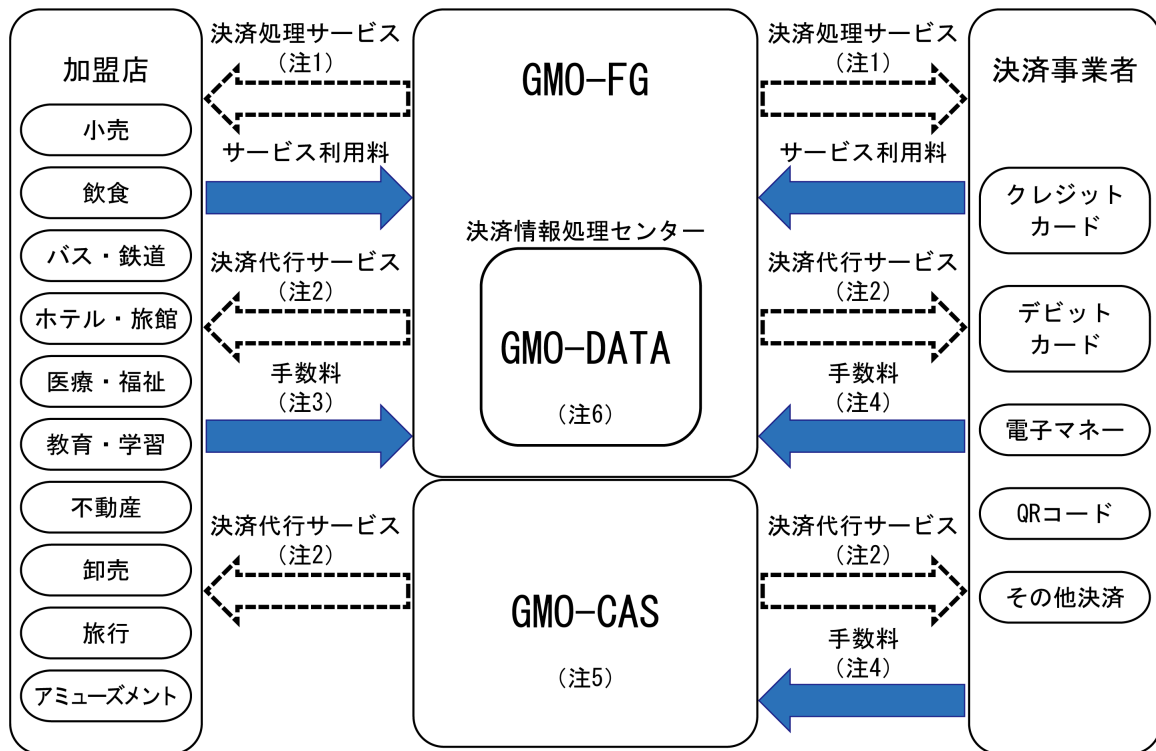
年月	概要
1999年9月	東京都港区赤坂において、デビットカード(J-Debit)の通信・決済代行を行う情報処理センターとして株式会社シー・オー・シー(現当社)を設立(資本金60百万円)
2000年1月	日本デビットカード推進協議会に加入、同年3月デビットカード(J-Debit)決済サービス開始
2000年3月	資本金を205百万円に増資、発行済株式総数4,100株
2001年8月	日本クレジットカード協会から情報処理センター認定取得、クレジットカード決済サービス開始
2002年2月	資本金を385百万円に増資、発行済株式総数7,700株
2009年2月	本社を神奈川県川崎市に移転
2009年11月	全株式を株式会社アイネスが取得
2009年12月	資本金を410百万円に増資、発行済株式総数8,700株
2010年1月	全株式をGMO-PGが株式会社アイネスから取得
2010年1月	普通株式300株を1株に併合 発行済株式総数29株
2010年1月	資本金を411百万円に増資、発行済株式総数155株、GMO-PGの持分法適用関連会社となる
2010年3月	本社を東京都渋谷区に移転
2010年9月	資本金を減少 資本金46百万円
2011年9月	三菱UFJキャピタル株式会社及びSMB Cベンチャーキャピタル株式会社を引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を79百万円に増資
2011年10月～12月	三井住友カード株式会社、株式会社クレディセゾン及びユーシーカード株式会社等を引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を107百万円に増資
2012年7月	ユーシーカード株式会社から包括代理加盟店契約権を許諾され、クレジットカード決済代行サービス開始
2012年8月	銀聯カード決済サービス提供を開始
2014年4月	NFC対応の決済端末の運用開始
2015年4月	商号を「GMOフィナンシャルゲート株式会社」へ変更
2015年5月	GMO-PG、大和企業投資株式会社、三菱UFJキャピタル株式会社及びみずほキャピタル株式会社を引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を229百万円に増資
2015年9月	資本金を減少 資本金100百万円
2016年1月	ハイブリッド型決済端末VEGA3000の発売開始

年月	概要
2016年6月	楽天Rポイントを軸に加盟店開拓事業会社とアライアンス合意し加盟店獲得開始
2016年9月	GMO-PG等を引受先とした第三者割当増資を実施、資本金を1,173百万円に増資、GMO-PGの連結子会社となる
2016年9月	グローバルカードシステム株式会社（現連結子会社）を100%子会社化
2016年12月	主力端末VEGA3000に、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のT-POINT処理アプリケーションを追加搭載
2017年3月	株式会社NTTドコモがdポイント処理アプリ搭載端末にVEGA3000を選定
2017年3月	クレジットカード決済に関する世界標準のセキュリティ基準PCIDSSに完全準拠し、決済情報処理センターとしての堅確性・セキュリティレベルを確立
2017年4月	株式会社北國銀行がクレジットカード会社としてのライセンスを得て、加盟店獲得事業展開に際してVEGA3000の採用を決定
2017年6月	VEGA3000のPOS連動アプリケーションが完成
2017年10月	事業領域拡大戦略として、組込端末による決済サービス立上げを決定し、NAYAX社端末を選定して飲料メーカー・自販機メーカーへの営業活動を開始
2017年12月	りそな銀行グループがクレジットカード会社のライセンスを取得し、加盟店向け端末にVEGA3000の採用を決定
2018年1月	株式会社伊藤園の飲料自販機にNAYAX組込端末を搭載、りそな銀行の首都圏店舗ロビーに設置開始
2018年4月	中国系QR決済 Alipay、WeChatPay対応のアプリケーションを開発し決済サービス開始
2019年2月	ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社、三井住友カード株式会社との新たなアライアンス協議を推進し、三井住友カード株式会社と基本合意書締結
2019年8月	三井住友カード株式会社と合併でGMOデータ株式会社（現連結子会社）を設立
2020年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年7月	オールインワン型多機能決済端末steraの出荷開始
2021年7月	オールインワンモバイル決済端末stera mobileの出荷開始

3 【事業の内容】

当社グループは、当社(GMO-FG)及び当社連結子会社のGMOカードシステム株式会社(GMO-CAS)並びにGMOデータ株式会社(GMO-DATA)の3社からなり、電子商取引(EC)事業者を対象とする非対面決済サービス事業を展開するGMOペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社として、キャッシュレス決済市場において対面決済サービス事業を展開しております。なお、当連結会計年度において当社グループは、対面決済サービス事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、以下、当社グループの事業について、決済処理サービス、決済代行サービスに分けてその内容を記載します。

当社グループ事業系統図は次のとおりです。



(注) 1. 決済処理サービスは次のとおりに分類されます。

- ①決済端末販売
 - ②決済情報処理センター接続サービス
 - ③売上情報処理サービス
 - ④ヘルプデスク・サービス
 - ⑤印字用ロール紙販売
 - ⑥モバイル決済端末に関わる通信サービス
 - ⑦決済アプリケーション
 - ⑧その他決済情報処理及び決済情報提供サービス
2. 決済代行サービスは、包括加盟代理サービス並びに加盟店取次サービスに分類されます。
 3. 加盟店の売上代金より、当社が直接差引く手数料。
 4. 加盟店の売上金額に応じて、決済事業者より入金される手数料。
 5. GMO-CASは決済代行サービスを提供しております。
 6. GMO-DATAは決済情報処理センターを運営しております。

(1) 売上高の区分

当社グループは、提供する対面決済サービスについて、サービスの内容に従って「イニシャル」「ストック」「フィー」「スプレッド」の4つに売上を区分しております。

当社グループにとって、決済端末は全てのビジネスの起点です。決済処理サービスにおいては、決済端末販売によりイニシャルが計上され、決済端末の稼働数の増加によりストック及びフィーが増加します。決済代行サービスにおいても、決済端末販売によりイニシャルが計上され、加盟店獲得がストック及びフィーの増加とともに、スプレッドの増加につながっております。

イニシャル(イニシャル売上)	決済端末売上、開発受託売上、初期登録料売上等
ストック(固定費売上)	カード会社や加盟店単位の月額固定売上、台数単位通信料売上等
フィー(処理料売上)	決済件数に応じた処理料売上、ロール紙売上等
スプレッド(加盟店売上)	決済金額に応じた手数料売上

■イニシャル(イニシャル売上)

当社グループは、決済端末を各種決済サービスの起点として位置付けております。

加盟店が決済端末を導入する際には、当社は決済端末代金の請求に加えて、搭載アプリケーションのライセンス料や、加盟店の情報を決済処理センターに登録する登録費用等の初期費用をクレジットカード会社等の決済事業者または加盟店に請求しております。加えて、加盟店の個別要望に応じた端末アプリケーションの開発・カスタマイズ費用、アライアンス事業者との接続費用・決済アプリケーションの開発費用等を加盟店及び決済事業者等に請求しております。このようにスポット的あるいは初回のみ売上請求するものを「イニシャル」と区分しております。加盟店数の拡大やアプリケーション開発要望が多様化する事がイニシャルの拡大に繋がります。

■ストック(固定費売上)

当社グループは、決済処理サービスを提供するにあたって、決済金額の明細データの提供やシステム接続サービスならびに通信環境の提供を行っており、その対価をクレジットカード会社等の決済事業者または加盟店に請求しております。これらはクレジットカード利用額や決済件数の規模に関わらず、月次あるいは定期的に請求し固定的に計上する売上です。このような固定的な売上を「ストック」と区分しています。累積の加盟店数や稼働決済端末数、接続クレジットカード会社数などの増加がストックの拡大に繋がります。

■フィー(処理料売上)

当社グループは、加盟店と決済事業者に対して決済処理サービスを提供し、決済の処理件数に応じた対価を請求しています。オンライン環境でリアルタイムの決済処理サービスを提供しており、通常は1件当たりの決済処理金額を定め、月間の決済処理件数を乗じて請求しております。このような処理件数に比例した売上を「フィー」と区分しております。また、決済処理件数のボリューム幅毎に固定金額を定めて請求する場合があります。加えて、この決済処理サービスは24時間365日対応のヘルプデスク・サービスを包含しております。ヘルプデスク・サービスの利用料金は決済件数比例ではなく、利用回数に応じた料金を決済事業者または加盟店に請求しております。更に、決済端末において使用・費消されるロール紙にかかる売上もフィーに含めており、当該ロール紙代金は決済事業者または加盟店に請求しております。大型加盟店の獲得や決済端末数の増加に伴って売上処理件数が増加し、フィーが拡大します。

■ スプレッド(加盟店売上)

スプレッドは、加盟店に対する決済代行サービスの提供によって得られる売上です。当社グループが、加盟店とクレジットカード会社等の決済事業者との契約をまとめて締結し、加盟店への決済代金の入金も各決済事業者に代わり一括して請負い、加盟店での決済金額に対し料率で課金する加盟店手数料がスプレッドです。また、当社グループが、決済代金の加盟店への入金に関わらない契約方式においては、加盟店の売上金額に応じて、クレジットカード会社等の決済事業者より、取次手数料が、当社グループに入金されます。この、加盟店手数料及び取次手数料を「スプレッド」と区分しています。加盟店数や決済端末数連動ではなく、決済金額そのものに連動するため大型のチェーン店・専門店の獲得は勿論のこと、現金決済に代わるキャッシュレス決済の金額増加に伴ってスプレッドが拡大します。

このように、加盟店数、稼働決済端末数、決済処理件数、決済処理金額という要素が相互に連携した形で当社グループの売上が構成されていますので、各要素の切り口から拡大策を立案し実行していくことが最終的に全体の売上を押し上げることに繋がります。なお、当連結会計年度において当社グループは、対面決済サービス事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、「決済処理サービス」及び「決済代行サービス」が当社グループを構成する事業となるため、以下その内容を記載します。

(2) 決済処理サービス

① 決済情報処理センター

決済処理サービスにおいては、小売・飲食等の加盟店が消費者に商品・サービスを販売する際に必要な、クレジットカード会社等の決済事業者の与信情報処理サービス及び売上情報処理サービスを提供しております。当社グループは決済情報の伝送について、電気通信事業法に基づく、届出電気通信事業者(旧 一般第二種電気通信事業者)として、日本クレジットカード協会(以下、JCCA)(注1)の共同利用システム(注2)に参加し、CCT(決済端末)(注3)の提供と「CCTセンター」と呼ばれる決済情報処理センターを運営しております。決済情報処理センターにおいては、24時間365日対応のヘルプデスク(コールセンター)も含めて運用を行い、物販・飲食・サービス等様々な業種の加盟店向けに安心・安全な決済処理サービスを提供しております。



また、この決済情報処理センターに接続する決済端末は、JCCAの求める機能要件を満たす必要があるため、当社グループが開発して、加盟店に提供しております。2021年9月末現在における、当社決済情報処理センター接続の稼働決済端末数は約12万5千台、2021年9月期における当社クレジットカード決済処理件数は約1.4億件、同当社決済処理金額は約1.2兆円となっております。接続クレジットカード会社は銀行系・信販系・流通系など幅広く対応しており、J-Debit決済(注4)では、ゆうちょ銀行を含めた全国金融機関と接続しております。

- (注) 1. クレジットカード社会の健全な発展を目的に、銀行系クレジットカード会社によって1984年に発足したクレジット業界の総合団体。
2. 複数のカード会社が相乗りで利用する端末・センターの管理・運営の仕組み。
3. 信用照会共同利用端末(Credit Center Terminal)の略。
4. 電子決済推進機構(旧 日本デビットカード推進協議会)の提供する即時決済サービス。

②決済処理サービスに係るビジネスモデルについて

決済端末の接続方式による2つの売上区分と加盟店との契約方式による2つの売上区分の計4つに分類されます。なお、以下記載の、CCT(決済端末)とはJCCAにおいて共同利用端末として登録された決済端末で、POS端末とはJCCAが関与しない加盟店独自の決済端末という位置づけです。

(接続方式)

a. CCT接続方式

決済情報処理センターが独自に定める通信手順を使用して端末を接続する方式で、決済端末の所有権はクレジットカード会社となります。

b. 加盟店POS接続方式

加盟店が独自に準備した決済端末を、当社が定める通信手順を使用して端末を決済情報処理センターと接続する方式で、決済端末の所有権は加盟店となります。

(契約形態)

c. 直接加盟店契約

加盟店がクレジットカード会社と個別に契約する契約形態。

d. 包括加盟店契約

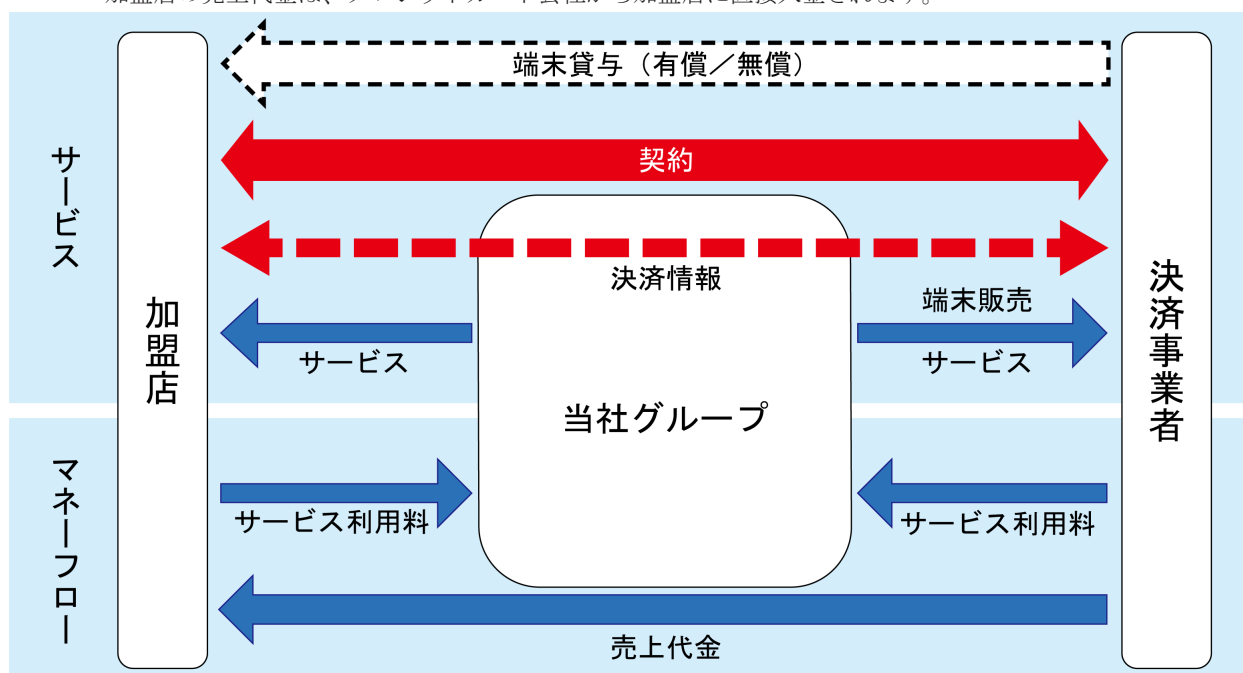
当社が加盟店を包括的に代理してクレジットカード会社と加盟店契約を締結する契約形態。

(a) CCT接続方式／直接加盟店契約

信用照会共同利用端末はクレジットカード会社から加盟店に貸与(有償/無償)されます。

加盟店契約は、クレジットカード会社と加盟店間の直接契約になります。

加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から加盟店に直接入金されます。



当社は決済処理サービスに関して、下記をクレジットカード会社から頂戴します。

- ・信用照会共同利用端末代金
- ・決済情報処理センター接続サービスに関する基本料金及び各種サービス利用料
- ・決済処理料並びに加盟店が費消するロール紙代金

信用照会共同利用端末代金は、イニシャル(イニシャル売上)として計上しております。決済情報処理センター接続に関する基本料については、ストック(固定費売上)として計上しております。決済情報処理センター接続サービスに関する各種サービス利用料及び売上情報処理等による収入は、フィー(処理料売上)として計上しております。

また、当社は下記を加盟店から頂戴します。

- ・信用照会共同利用端末搭載のアプリケーション利用料(注1)
- ・モバイル型信用照会共同利用端末の通信料(注2)

当該収入は当社の会計上はストック(固定費売上)として計上しております。

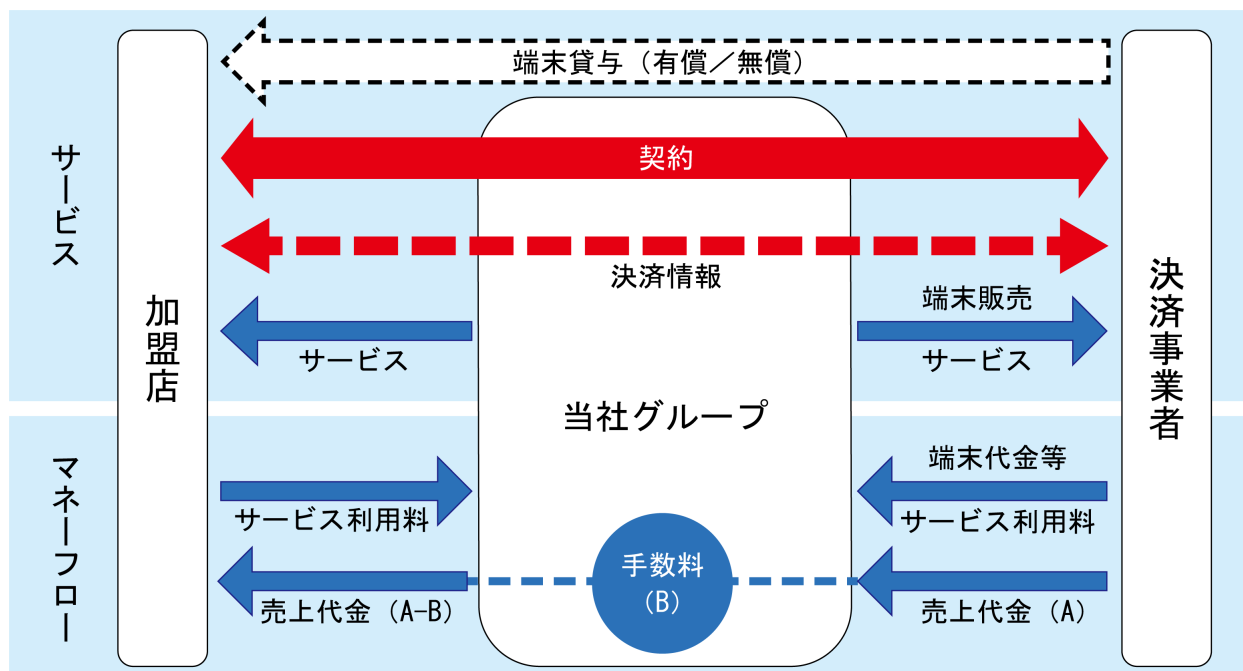
- (注) 1. 決済端末に搭載する、銀聯決済・各種電子マネー決済等の決済処理に対応した、当社が開発したアプリケーション
2. モバイル型信用照会共同利用端末におけるモバイル通信に必要なSIMカードの月額基本料金

(b) CCT接続方式／包括加盟店契約

信用照会共同利用端末はクレジットカード会社から加盟店に貸与(有償/無償)されます。

加盟店とクレジットカード会社との加盟店契約を当社が代行します。

加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から当社に入金され、当社が加盟店に入金します。



当社はクレジットカード会社からの収入に加え、下記を加盟店から頂戴します。

- ・加盟店の売上代金に対する手数料
- ・決済端末搭載のアプリケーション利用料
- ・モバイル型決済端末の通信料
- ・決済代行サービスに関する各種サービス利用料

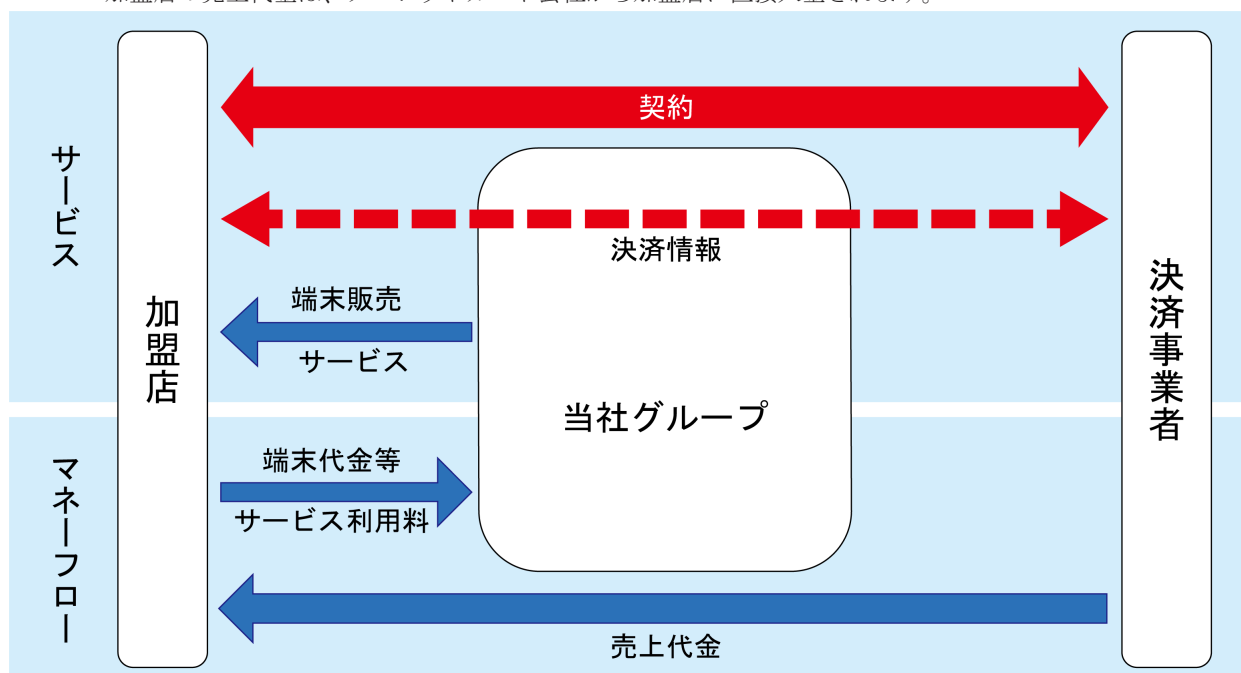
決済端末代金はイニシャル(イニシャル売上)として、売上代金に対する収入はスプレッド(加盟店売上)として計上しております。決済端末搭載のアプリケーション利用料・モバイル型決済端末の通信料・決済代行サービスに関する各種サービス利用料は、ストック(固定費売上)として計上しております。

(c) 加盟店POS接続方式／直接加盟店契約

決済端末は、当社グループから加盟店に直接販売します。

加盟店契約は、クレジットカード会社と加盟店間の直接契約になります。

加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から加盟店に直接入金されます。



当社は決済処理サービスに関して、下記を加盟店から頂戴します。

- ・ 決済端末代金
- ・ 決済情報処理センター接続サービスに関する基本料金及び各種サービス利用料
- ・ 決済処理料並びに加盟店が費消するロール紙代金
- ・ 決済端末搭載のアプリケーション利用料
- ・ モバイル型決済端末の通信料

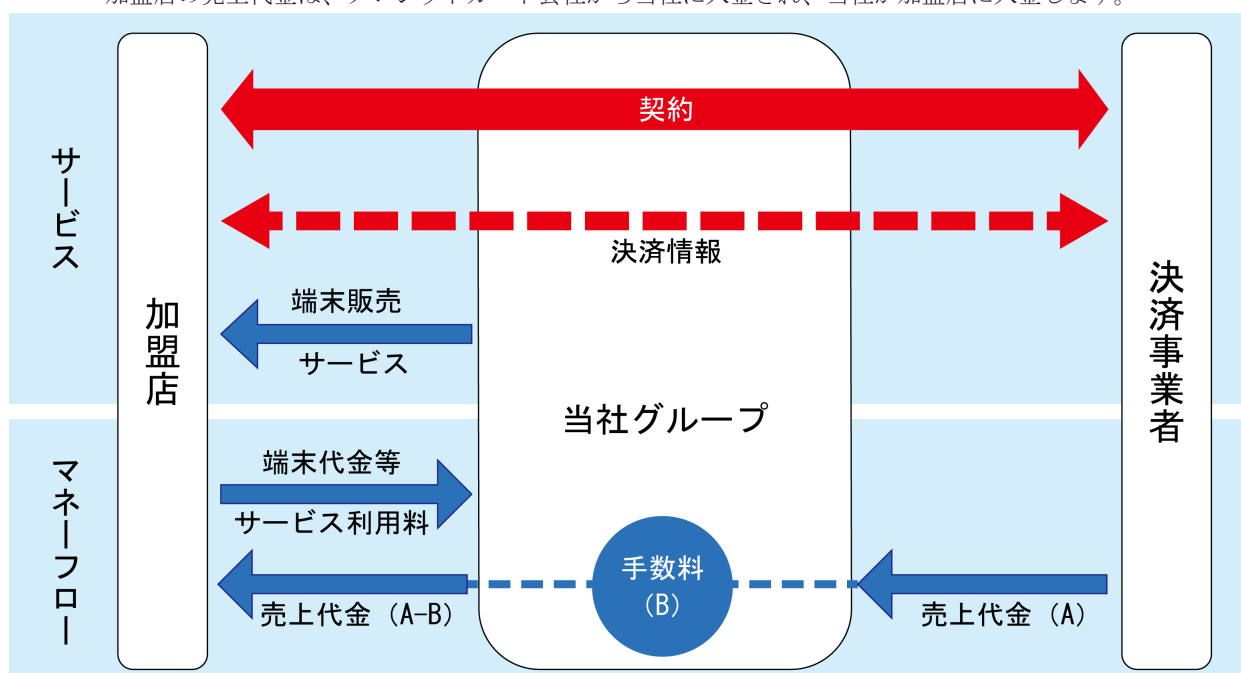
決済端末代金は、イニシャル(イニシャル売上)として計上しております。センター接続に関する収入及びアプリケーション利用料・モバイル型決済端末の通信料はストック(固定費売上)として計上しています。決済処理料並びにロール紙販売による収入は、フィー(処理料売上)として計上しております。

(d) 加盟店POS接続方式／包括加盟店契約

決済端末は、当社グループが加盟店に直接販売します。

加盟店とクレジットカード会社との加盟店契約を当社が包括的に代理して行います。

加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から当社に入金され、当社が加盟店に入金します。



当社は決済処理サービスに関して、下記を加盟店から頂戴します。

- ・ 決済端末代金
- ・ 決済情報処理センター接続サービスに関する基本料金及び各種サービス利用料
- ・ 決済処理料並びに加盟店が費消するロール紙代金
- ・ 決済端末搭載のアプリケーション利用料
- ・ モバイル型決済端末の通信料
- ・ 加盟店の売上代金に対する手数料

決済端末代金は、イニシャル(イニシャル売上)として計上しております。センター接続に関する収入及びアプリケーション利用料・モバイル型決済端末の通信料は、ストック(固定費売上)として計上しております。決済処理料並びにロール紙販売による収入は、フィー(処理料売上)として計上しております。加盟店の売上代金に対する手数料は、スプレッド(加盟店売上)として計上しております。

③決済端末

当社グループにとって、決済端末は全てのビジネスの起点です。

当社グループは、国際的な決済技術の革新をいち早くとらえ、キャッシュレス決済市場における技術革新の取り組みや経済合理性の高さの観点から、グローバルメーカー製の決済端末を調達し、加盟店に提供しております。

調査会社ニールセンのPOS決済端末(いわゆる決済端末)出荷台数において、グローバルランキング(SEPTEMBER 2018, THE NILSON REPORT, 『POS Terminal Shipments 2017』) 1位のフランスIngenico社製決済端末をIngenico Japan株式会社経由で、同10位の台湾Castles Technology社製決済端末を日本に於ける認定代理店経由で、さらに新たに組込型決済端末ベンダー(同ランクは36位であるが組込型端末専門メーカー)であるイスラエルNAYAX社製の組込専用決済端末を本社日本法人経由で調達しています。

当社グループの調達先であるグローバルメーカー各社の生産台数は日本のトップメーカーの数倍～数十倍の規模であることから、量産効果が働き、経済合理性に優れた決済端末の調達が可能になっております。

加盟店が求めるキャッシュレス決済手段は、クレジットカード決済、デビットカード決済、電子マネー決済、ポイントカード決済、プリペイドカード決済、ウォレット決済など多岐にわたります。

当社グループが提供する決済端末は、加盟店の求める多岐にわたるキャッシュレス決済手段に対応しております。当社グループの決済処理サービスは、「接触型」の主流であるクレジットカード決済、デビットカード決済のみならず、近年、主に少額決済シーンで利用が増加している「非接触型」の電子マネー決済、スマートフォンで表示・読取りを行う「コード型」の決済等の全てに対応可能な決済サービスです。

当社グループの決済処理サービスは、消費者が実店舗の店頭や自動販売機・自動精算機において選択する「接触型」「非接触型」「コード型」の3パターンの決済手段に1台の決済端末で対応しております。これにより、店頭や自動販売機・自動精算機における消費者への多様なキャッシュレス決済の利便性提供と、加盟店における現金授受・管理に伴う煩雑さからの解放によるサービス提供への注力など営業効率の向上が可能な決済サービスを実現しております。

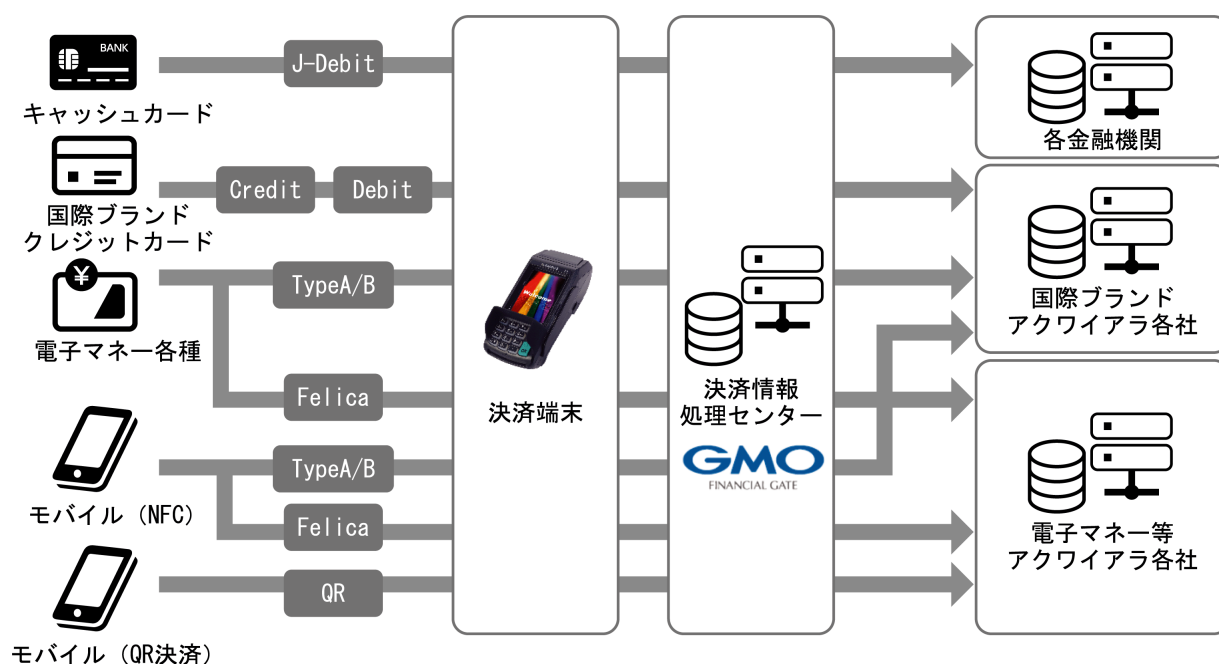
キャッシュレス決済手段の例は次のとおりであります。

	接触型	非接触型	コード型
サービス	クレジットカード デビットカード プリペイドカード ギフトカード	全国版交通系電子マネー 全国版流通系電子マネー 地域事業者系電子マネー	バーコード決済 QRコード決済
インターフェース	磁気カード 接触ICカード	非接触ICカード スマートフォン	磁気カード スマートフォン
代表的なサービス	国際ブランドクレジットカード (Visa・Mastercard・AMEX・JCB等) キャッシュカード 各種プリペイドカード	Suica、PASMO等 iD・楽天Edy・WAON・nanaco等 HIROCA等	T-POINT、dポイント等 LINEpay、d払い等 微信支付(WeChatPay) 支付宝(Alipay)等

④決済アプリケーション

キャッシュレス決済市場において決済端末を利用するためには、クレジットカード、デビットカード、各種ポイント、電子マネー、QRコード、ウォレット等の支払いに対応する決済アプリケーションを決済端末に搭載する必要があります。決済端末に搭載する決済アプリケーションは、開発要件定義を当社で行い、開発作業はグローバルメーカー日本支社や日本認定代理店に委託しています。決済端末アプリ開発作業を外部に委託することで、自社技術要員は主に決済情報処理センター側の機能開発やセキュリティ強化に注力することが可能となり、決済端末と決済情報処理センターが一体となったソリューションサービスの展開を実現しております。

(決済手段と決済処理サービス関連図)



当社グループが提供する決済端末搭載の決済アプリケーションは、Visa・Mastercard・JCBなどの国際ブランドカード会社が発行するデビット・クレジットカード、交通・流通系電子マネー、Alipay・WeChatPay(注1)、ウォレットでのQR・バーコード等様々なキャッシュレス決済に対応しております。また、改正割賦販売法への対応が求められているIC取引化(注2)、PCIDSS(注3)にも適応しており、法令対応の面でのサポートも充実しております。

このような多機能な決済アプリケーションが高く評価され、当社は、りそな銀行グループが展開するキャッシュレス決済プラットフォーム(注4)において、パートナー企業の一社に選定されております。

- (注) 1. 中国で一般的に広く利用されているスマートフォン決済アプリ。
 2. カード情報をICチップに暗号化して格納したICカードを、加盟店に設置されたICチップ読み取り機能を持ったカード決済端末で処理する取引。磁気ストライプ取引のようにカード情報を盗み取るスキミング被害は発生しない。
 3. Payment Card Industry Data Security Standardの略。
 加盟店やサービス・プロバイダにおいて、クレジットカード会員データを安全に取り扱う事を目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ基準。
 4. りそな銀行HPご参照(https://www.resonabank.co.jp/about/newsrelease/detail/20180830_868.html)

(3) 決済代行サービス

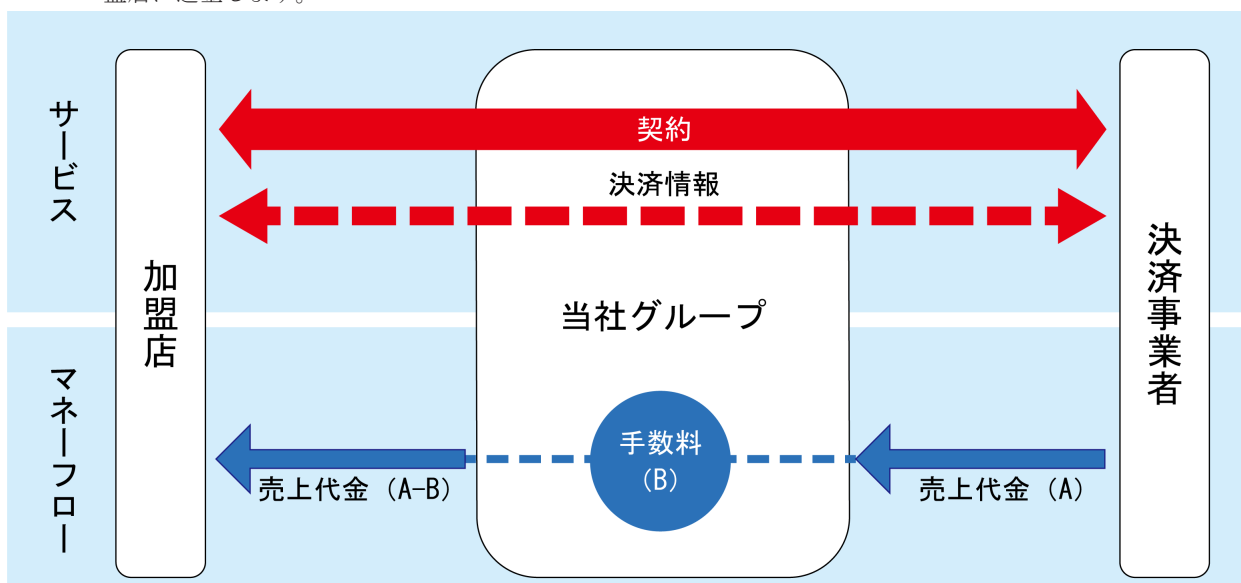
当社はCCT(決済端末)を擁するCCTセンターとして、加盟店に対する決済処理料及びロール紙の請求を行わないモデルで、設立当初から決済処理サービスを提供しております。加えて、2012年より、クレジットカード会社と包括加盟店契約(包括代理)を締結し、加盟店審査や申込みなどの煩雑な手続きを一括処理できるCCTセンターとして、決済代行サービスを展開しております。この包括加盟店契約は、当社に加盟店の決済金額に応じたスプレッド収益をもたらします。

①決済代行サービスに係るビジネスモデル

決済代行サービスは契約方式により、代理方式と取次方式の2つに区分されます。

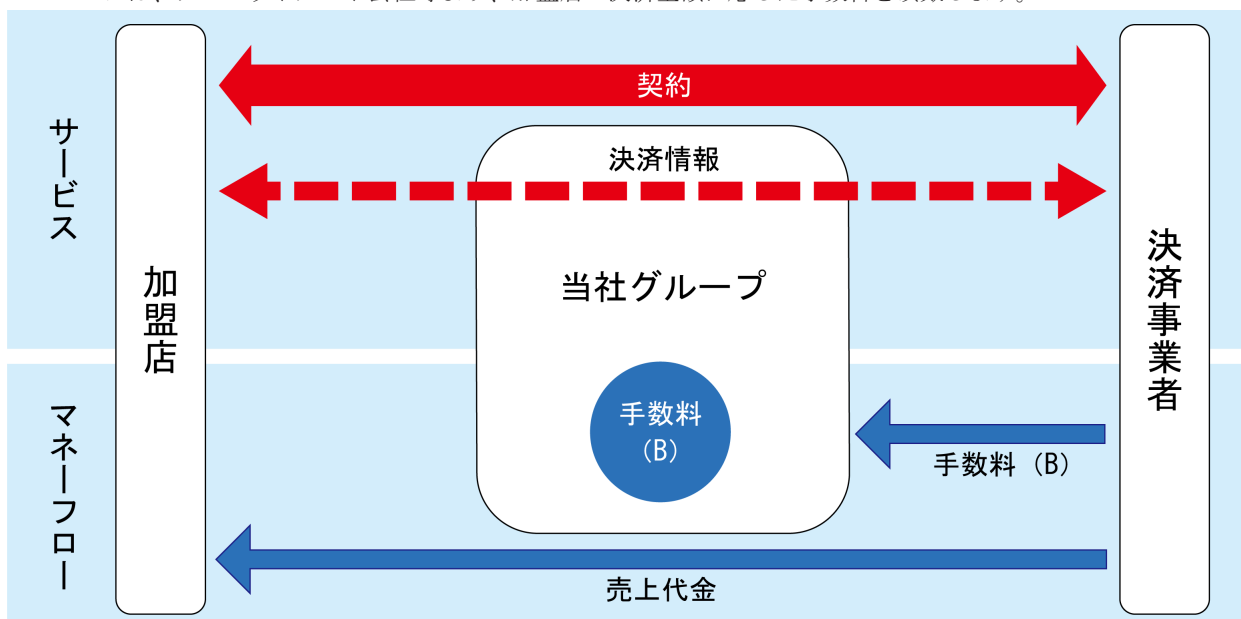
a. 包括加盟店(包括代理)契約

当社グループは加盟店獲得活動を行い、加盟店とクレジットカード会社との加盟店契約を当社が代行します。加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から当社に入金され、当社が決済代行手数料を差し引いた上で加盟店に送金します。



b. 加盟店取次契約

当社グループは加盟店獲得活動を行いますが、加盟店はクレジットカード会社等の決済事業者と直接加盟店契約を締結します。加盟店の売上代金は、クレジットカード会社等から直接加盟店に入金されます。当社グループは、クレジットカード会社等より、加盟店の決済金額に応じた手数料を頂戴します。



(4) 事業の特徴

当社グループの対面決済サービス事業の主な特徴は以下のとおりです。

①お客様の業種・業態に応じた多様な決済サービスのご提供

当社グループは、これまでに多種多様な業種の加盟店へ決済端末を提供しております。例えば、飲食店には据置型決済端末、タクシーにはモバイル型決済端末、大学病院やゴルフ場・駐車場には自動精算機搭載の決済端末など様々な業種の加盟店のキャッシュレス決済シーンで最適な決済端末をご利用いただけるよう提案をし、加盟店数や決済端末数を拡大しております。

②高機能なハイブリッド型決済端末を提供

当社グループが調達・開発して加盟店に提供する決済端末は、NFCカード(注1)リーダー機構ならびにPin pad(注2)機構やプリンターが一体となったオールインワン型で、更に内蔵カメラや外付けスキャナーで、バーコードやQRコードの読み取りも可能なものとなっております。決済種別についても、クレジットカードや電子マネーの他にポイントカードやプリペイドカード、QRコード・バーコード決済対応も可能となっております。

③アプリケーション・アライアンス

当社グループは、ポイント決済事業者やQRコード決済事業者、ウォレット決済事業者、プリペイドカード決済事業者など、加盟店開拓と決済サービス提供をコアビジネスとする複数企業と提携を進めております。1台の決済端末にクレジットカード決済機能や電子マネー決済機能だけでなく、ポイントカードやプリペイドカード、QRコードやウォレットによる決済機能も搭載し、決済端末としての付加価値を高めるとともに、これら決済サービス事業者の加盟店開拓力による当社決済端末の設置拡大を進めております。当社では、このようなスキームを「アプリケーション・アライアンス」と呼称しております。

本書提出日現在の主なアプリケーション・アライアンスの対象先は以下のとおりです。

■カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	T-POINT (Tポイント)
■株式会社NTTドコモ	dポイント
■楽天株式会社	Rポイント (楽天ポイント)
■株式会社りそな銀行	りそなウォレット
■イオンリテール株式会社	WAONポイント
■凸版印刷株式会社	プリペイドカード
■アララ株式会社	プリペイドカード

④大手クレジットカード会社との協業による「総合決済プラットフォーム」の提供

当社は、グローバルメーカーの端末採用や搭載する決済アプリケーションの拡充及び決済処理センター機能のレベルアップを図ることで事業の拡張を進めて参りました。この間、テクノロジーの進化によるキャッシュレス決済のモデルとプロセスも革新が進み、Android端末・QRコード決済の登場と浸透を契機とした更なるローコストオペレーションと複合決済(クレジット・電子マネー・ポイントの組合せ決済とCRM連携)へ対応することが、キャッシュレス決済市場における期待値となっております。

このような背景のなか、三井住友フィナンシャルグループの三井住友カード株式会社と戦略方針について合意し、同社と合弁で、2019年8月、GMOデータ株式会社を設立するとともにGMOペイメントゲートウェイ株式会社、三井住友カード株式会社、当社及びGMOデータ株式会社の4社間で業務提携契約を締結しました。GMOデータ株式会社は、次世代プラットフォーム(広範な決済処理サービスと決済ネットワークサービス)をワンストップかつローコストで提供して参ります。この枠組みはビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社とも連携しております。また、経済合理性と汎用性の高い端末を、三井住友カード株式会社、パナソニック株式会社と共同で、物販・飲食・サービスを展開する大手加盟店への導入を推進して参ります。

⑤決済代行20年の実績と信頼

当社は、日本クレジットカード協会(JCCA)の要件を満たすCCTセンターとして、サービス開始以来20年間、加盟店のコスト軽減に貢献すると共に、プライバシーマークの取得やクレジット業界のセキュリティ基準であるPCIDSSに準拠した、安心・安全なセンター運営と決済サービスの提供をしております。

-
- (注) 1. ソニーとNXPセミコンダクターズ(旧フィリップス)が開発した国際標準の近距離無線通信規格を利用する非接触ICカード。
2. Personal Identification Number Padの略。
店頭でICカード対応のクレジットカードを使用する際、暗証番号を入力する端末のこと。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) GMOインターネット株式会社 (注) 1、2	東京都 渋谷区	5,000,000	総合インターネット 事業	被所有 57.5 (57.5)	営業上の取引 管理業務委託
GMOペイメントゲートウェイ 株式会社(注) 1	東京都 渋谷区	13,323,135	インターネットイン フラ事業	被所有 57.5	営業上の取引 役員の兼任1名
(連結子会社) グローバルカードシステム 株式会社(注) 3	東京都 渋谷区	10,000	対面決済サービス事 業	100.0	営業上の取引 管理業務受託 役員の兼任1名
GMOデータ株式会社 (注) 4	東京都 渋谷区	100,000	対面決済サービス事 業	51.0	営業上の取引 管理業務受託 役員の兼任2名

- (注) 1. GMOインターネット株式会社ならびにGMOペイメントゲートウェイ株式会社は有価証券報告書を提出しております。
2. 議決権の所有割合の()内は間接保有割合で内数であります。
3. 当社は2016年9月にグローバルカードシステム株式会社を完全子会社化しました。グローバルカードシステム株式会社は2021年10月1日付でGMOカードシステム株式会社に商号変更しております。
4. 当社は2019年8月に三井住友カード株式会社との合併事業としてGMOデータ株式会社を設立しました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)
81 (21)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは「対面決済サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が23名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
63 (21)	39.9	3.7	8,568

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び在宅勤務支援金等を含んでおります。
3. 当社は「対面決済サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が17名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はございませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの本書提出日現在における「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は以下のとおりです。また、本文中における将来に関する事項は、提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社グループが合理的であると判断したものであります。

(1) 経営方針

■経営理念

何を期待され、何をなすべきか、考え行動し、お客様と社会に貢献する。

- 高い専門性を発揮し、率先励行を心掛けお客様の価値創造をご支援します
- 市場を開拓・創造する強い意志と誠実かつ公明正大な事業展開により、社会の進歩発展に貢献します

この経営理念に基づき、国内の対面決済市場において率先励行を心掛けキャッシュレス化を牽引する事業者として、安心安全かつ利便性の高い決済インフラを構築・提供し事業展開をすることでお客様と社会に貢献いたします。

やがて、世界に新しい価値を示す会社へと成長することを目指してまいります。

■世相と潮流への対応

先進性 市場の変化とニーズに対応すべく、調査・研究に勤儉力行し、新しい技術、新しい価値、新しい概念、利便性の高いサービスを提供します

■存在価値の追求

成長性 成長し続け、株主様へ評価される将来性が高い企業を目指します

即時性 徹底したお客様志向で課題と向き合い、スピード感を持ち真の解決策を提案します

社会性 役職員は、ビジネスパーソンとしての誇りを持ち、社会生活の秩序を守り、成果と姿勢、関わるすべての人に対して敬意を表します

多様性 企業の存続・成長のためには、優秀な人材の採用・育成・評価が必要です

人種、国籍、年齢、性別を問わず、役職員がチャレンジできる企業であり、日本を牽引する人材を育成し、やがて世界に価値を示していく企業を目指します

■利益の追求

収益性 効率化、生産性の向上を目指し変化し続け改善します 現状維持は衰退と考えます

合理性 経済合理性を考え迅速な経営判断を下します

(2) 目標とする経営指標

当社グループの目標とする経営指標は、決済処理金額及び営業利益成長率になります。当社グループは、これら経営指標の拡大を通じ、対面キャッシュレス決済インフラを担う企業として、より安全で便利な決済インフラを提供し、日本のキャッシュレス決済比率向上に貢献してまいります。

(3) 経営環境

当社グループのビジネスが立脚するキャッシュレス決済市場においては、キャッシュレス化の拡大や、キャッシュレス決済におけるセキュリティの強化が国家レベルの課題(注1)となり、政治・行政・業界団体が一体となって、具体的対処の期限を定めて推進されております。

また政府は、「2027年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」ことを閣議決定(注2)しております。さらに、「2025年までにキャッシュレス決済比率を40%程度とし、将来的には世界最高水準の80%を目指す(注3)」としております。

このような環境の中、セキュリティの強化を最重要課題として捉え、人的・物理的な情報管理体制を構築・運用しております。その上で、テクノロジーの進化や競争環境の変化に対応するべく、決済アプリケーション開発や決済センター機能開発のための技術力の向上並びにさらなるお客様満足度の向上を追求したサービスの拡充に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症が当社グループの経営環境に与える影響は、現時点において限定的なものではありますが、先行きは不透明な部分もあり、継続して注視してまいります。

イニシャルについて、決済端末に対する顧客需要は引き続き堅調であり、足許で新型コロナウイルス感染症の大きな影響はございません。またストックについても、固定費売上であり稼働決済端末数が堅調に拡大しているため影響は軽微でございます。フィーについても、稼働決済端末数の増加に伴い決済処理件数が拡大しているため、コロナ禍においても堅調な伸びを示しております。スプレッドは、繰り返し発出された緊急事態宣言に伴う店舗の営業自粛や人々の移動制限の影響を受けましたが、同時にコロナ禍の影響を受けづらい新規加盟店の獲得に注力したことにより、安定的に拡大しております。加えて当社グループは幅広い加盟店に決済ソリューションを提供することで、リスク分散を行っており、コロナ禍により消費需要が伸びた加盟店も有しているため、イニシャル、ストック、フィー、スプレッドともに、足許で大きな影響はございません。

- (注) 1. 2021年 クレジット取引セキュリティ対策協議会
「クレジットカード・セキュリティーガイドライン2.0版」
2. 2017年 内閣府「未来投資戦略2017Society5.0の実現に向けた改革」
3. 2018年 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」

(4) 中長期的な会社の経営戦略

①次世代マルチ決済端末の拡販

当社グループの決済端末は、1台の決済端末にクレジットカード決済機能や電子マネー決済機能、Visa、Mastercard、JCB等のブランドが推奨する非接触決済、プリンター機能を搭載した決済端末です。さらに、訪日外国人の決済ニーズに対応するため、銀聯、Alipay、WeChatPay(注1)、免税機能などのアプリケーションを搭載し、オールインワン端末として展開しております。また、従来の決済端末OS専用アプリケーションに加え、これまで培った経験を活かし、大手クレジットカード会社、国内メーカーとの共同事業として、より利便性の高いAndroid OS上に決済アプリケーションを開発し次世代マルチ決済端末として展開してまいります。

(注) 1. 中国で一般的に広く利用されているスマートフォン決済アプリケーション。

②各種QRコード決済ならびにポイントアライアンス

当社グループは、ポイントサービス事業者やプリペイドカードサービス事業者など、加盟店開拓とサービス提供をコアビジネスとする複数企業との提携を進めております。クレジットカード決済機能や電子マネー決済機能だけでなくポイントカードやプリペイドカード、QRコード決済(注1)機能も搭載し、決済端末としての付加価値を高めるとともに、これらサービス事業者の加盟店開拓力による決済端末の設置拡大を進めております。

また、金融機関がアクワイアリング事業者(注2)としてビジネス展開される中で、当社グループの決済端末アプリケーションを採用いただき、独自QRコード決済、ウォレット決済アプリケーションを提供するなど、金融機関とのアライアンスによる加盟店開拓についても拡大してまいります。

- (注) 1. 商品を購入する際に、店頭レジに掲げられている専用QRコードをスマートフォンのカメラで読み取って、支払いをする、又は購入者のスマートフォンに表示された購入者の専用QRコードを決済端末で読み取って支払をする決済方法。
2. 国際ブランドからライセンスを取得し、クレジットカード等を受付ける加盟店の開拓、審査、管理を行う事業者。

③決済センター機能の拡充、取引照会WEBサービス拡充

キャッシュレス決済市場において、安心・安全な決済インフラを提供すべく、決済端末と決済情報処理センターを結ぶネットワークセキュリティを強化することで、大手加盟店のPOS機能との連携をセキュアな環境で提供するなど、加盟店ニーズに対応した機能を拡充してまいります。

また、大手加盟店向けの取引照会機能の拡充や、売上管理、販促データなど加盟店向け販促機能に加え、GMOインターネットグループが提供するEC決済事業と融合し、O2O(注1)やオムニチャネル展開(注2)に寄与するデータ還元を拡充してまいります。

- (注) 1. on-line to off-lineの略で、ネット決済からリアル店舗決済へ、またはその逆。
2. Web、TV通販、ダイレクトメールやリアル店舗など複数のチャネルからのお客様へのアプローチのこと。

④自動精算機・券売機のキャッシュレス化、IoTマネタイズのサービスの提供

2017年9月期より無人販売機領域で新たなキャッシュレス決済サービスとしてIoTサービスの提供を開始しております。IoTサービスは、当社グループの組込型端末の競争力を武器に、関連事業者とアライアンスを組んで下記2点のサービスを展開しております。

- a. 現金決済が主流であった無人販売機領域にキャッシュレス決済に代表されるカード決済、電子マネー決済、ポイント決済、社員証決済、学生証決済、などを1台の決済端末で実現するサービス
- b. 業務データ(商品別売上・在庫データ並びに社員証決済における購入者データ)と決済データ(決済種別及び決済金額・利用時間帯等)を融合しデータ配信するデータ還元サービス

上記IoTサービスについては、ホテル、アミューズメント施設の精算機、大手小売業のセルフレジへの提供、コインパーキングの自動精算機への展開を開始しております。

無人販売機またはセルフでの顧客操作型決済サービスは、新型コロナウイルス等感染症対策(対人接触機会の減少)及び昨今の要員の採用難により省人化の需要が見込まれており、クレジットカード業界においては開拓余地の大きい市場であります。対象機器として、飲料自動販売機、コインランドリー、レンタル自転車、オフィススペース設置のコンビニ商品自動販売機、プレミアムコーヒーマシンなど多岐にわたります。これらの無人販売機領域には継続的な商品補充・材料補充などが必須のため、IoT化による売上データ把握をベースにした補充データ配信サービスのニーズが高まると考えております。

⑤FinTech/マネーサービスの提供

加盟店数の拡大と取扱額の増加の成長曲線を計画する中で、早払いサービスを提供しております。当社グループとGMOインターネットグループの金融事業におけるシナジーと、関連事業者との業務提携を通じて加盟店へのレンディング、ファクタリングなどマネーサービスの拡充を検討しております。これにより、加盟店のキャッシュ・フロー改善と更なる売上向上に寄与しwin-winの関係性を強化してまいります。

⑥キャッシュレス決済市場拡大と当社グループのビジネス機会

当社グループは、決済シーン区分をpayment@shop(実店舗での決済)、payment@office(オフィスでの決済)、payment@move(移動体での決済)の3つに分けてその成長性評価とアプローチシナリオを定めております。

payment@shopについて、物販・飲食・サービスを提供する実店舗の数が今後大きく伸びていく事は考えづらく、決済金額の伸びしろは小さいですが、現金決済が多いことから逆にキャッシュレス化のポテンシャルは最も大きいエリアと考えております。このエリアには多数の決済関連事業者が参入してシェアを奪い合うまさにレッドオーシャンです。当社グループは、経済合理性の高い決済端末をベースにしたアプリケーション・アライアンスの展開拡大と自動販売機・自動精算機設置事業者との連携による組込端末の展開を強化してキャッシュレス決済拡大の機会を捉えてまいります。

payment@officeについて、コンビニエンスストアやコーヒーチェーンなどの業界では好立地店舗の奪い合いが終息し、新たな顧客接点として人口集積度の高いビルオフィス内に販売拠点を構える事に注力し始めており、決済金額の伸びしろもキャッシュレス決済のポテンシャルも共に大きいと判断しております。当社グループはこれをキャッシュレス決済拡大の機会と捉え、コンビニ商品自販機やコーヒーマシンに組込型決済端末を付けて、社員証による決済サービスを展開すべく開発を完了し、『オフィスペイ』の商標登録も行い、今後拡大展開する計画です。

payment@moveについて、移動体での決済はタクシー・バスが主体で決済金額も現状大きなものではありません。しかしながら、移動体でのサービス用の提供が今後進む可能性はあり、当社グループでもこれをキャッシュレス決済進展の機会ととらえ、組込型決済端末を事業会社に営業展開していく方針です。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 情報セキュリティの強化

当社グループは、決済処理サービスにおいてクレジットカード情報を取り扱うため、クレジットカード業界特化のPCISSC(Payment Card Industry Security Standards Council)というグローバル規模の業界団体が定めたセキュリティ基準PCIDSSに準拠し、認定を受けています。この認定は、毎年更新が求められ、QSA(Qualified Security Assessor)というPCISSCが認めた専門機関によって、サーバー設置場所でのセキュリティ・レベルの確認と外部からのネットを介した攻撃対応力がチェックされます。

また、当社グループでは、一般社団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」を2014年4月に取得し、その後定期的に更新することで個人情報の保護に努めています。

加えて、リスク管理委員会を定期的に開催し、セキュリティに関する課題、リスク認識、対応策、その進捗について経営幹部が情報共有し、経営の重要テーマと認識し意思決定を行っています。

② 新たな決済手段への対応と新分野への進出

当社グループの対面決済サービス事業分野には、クレジットカード、デビットカード、銀聯カード、電子マネー、ポイントカード、QRコード、社員証、学生証など、様々な決済手段が存在します。また、決済端末についても有人店舗に設置されるほか、自動精算機、自動販売機、券売機、オフィス内コンビニ、コーヒーマシンなど、様々なカテゴリーの機器に組込まれて設置されています。当社グループが今後も持続的に成長するためには、新たな決済手段に対応して、新たな販売形態にいち早く進出することが重要な課題であると認識しております。

③ 決済システムの安定的な稼働

利用者と加盟店が安心・安全な環境で決済を実行するためには、決済システムが安定的に稼働しており、問題が発生した場合には適時に解決される必要があります。当社グループは、業容を拡大しながらも決済システムを安定的に稼働させるために必要な投資や人材育成を行うことが重要な課題であると認識しております。

④ アライアンスの推進

決済処理サービス分野には、クレジットカード会社、金融機関、決済端末の取扱企業、決済端末を設置する加盟店、電子マネー決済事業者、通信会社、ポイント決済事業者、QRコード決済事業者、プリペイド・ウォレット決済事業者など様々な関連事業者が存在しております。当社グループが今後も持続的な成長を達成するためには、様々な関連事業者とアライアンスを推進し、効率的な加盟店獲得やサービスレベルの向上が重要な課題であると認識しております。

⑤ 組織体制の整備及び内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長途上にあり、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、人材の採用と育成を継続的に行う必要があるとともに、事業規模の拡大に合わせて事務処理能力の充実、業務運営の効率化、加盟店管理体制の強化といった組織体制を整備し充実させること及びコーポレート・ガバナンスにおいてリスク管理体制、コンプライアンス遵守体制といった内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

⑥ 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ヒトとモノの動きが世界レベルで停滞し、各種イベントが延期又は中止となり、サービス業を中心に営業活動の自粛・事業からの撤退・倒産、消費者の消費マインドの低下等が見受けられます。このような状況の中、当社グループは、

- ・ 無人決済シーンや飲食のデリバリー等に対応した決済端末機を加盟店に提案すること、
 - ・ 包括決済サービスにおいて、締め日や資金決済日数の短縮等、早期資金化ニーズへの柔軟な対応により、加盟店の資金繰りを支援すること、
 - ・ 不正決済等を検知・防止する機能の更なる高度化を図ることにより、非常事態への対応下でも加盟店に対して安全かつ安心なキャッシュレス決済環境を提供し続けること、
 - ・ 社内職場環境の見直しと在宅勤務体制の実施により、役職員を感染リスクから回避すること、
- 等が重要な課題であると認識しております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項につきましても、投資者の投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、本文中における将来に関する事項は、提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社グループが合理的であると判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合は迅速な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 事業環境に関する事項

① 経済環境の変化等について

当社グループの事業は、対面決済、すなわち消費者が商品やサービスの提供を受ける現場において、対価をキャッシュレスで支払う行為を対象としているため、各種店舗や施設、イベント会場等に向けた決済端末の販売を行っております。決済端末を設置する加盟店は多種多様に及び、リスクの分散が図られていると考えておりますが、景気悪化のほか紛争、事件、事故、災害、異常気象、感染症のまん延等の要因により、大規模な店舗や施設の開発計画が変更になり、また大規模イベントが中止になるなど、大口の販売計画を見直す必要が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。ただし当社グループではこのような場合でも影響を最小限にすべく、販売計画の進捗管理を徹底し、代替案を含む新規の案件積上げに注力しております。

また、決済代行サービスは、経済環境の変化及び雇用情勢の悪化に起因する個人消費の低迷に影響を受けます。消費税増税、所得税率や固定資産税等の引上げ及び社会保険料の負担増等のほか、上記の経済環境悪化要因によって、個人の消費に対する抑制心理が働いた場合、クレジットカード決済等の取扱高減少により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 市場の競争激化について

近年、キャッシュレス決済市場においては、各国際ブランドのクレジットカード決済にとどまらず、多様な決済手段(デビット、各種電子マネー、各種ポイントカード、銀聯)が登場しております。さらに、訪日外国人のニーズに対応した新たな決済手段(Apple Pay、QRコード決済)、中国系決済手段(AliPay、WeChatPay)も登場しております。

当社グループは、このような状況の中、お客様のニーズに合致した端末やサービスの開発・提供等を通じ、競合会社との差別化を実現し、成長性と収益性を確保する方針です。

しかしながら、競争の激化に伴い、当社の施策が想定どおりに奏功しない場合、収益を確保できず、優良取引先との取引状況に変化を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 法令による規制について

提出日現在において、当社グループが国内において対面決済サービス事業を行う上で、適用を受ける特定の法規制等はございません。ただし、会社法をはじめとする会社経営に関わる一般的な法令諸規制や個人情報保護法の適用を受けております。決済代行サービスにおいては、2018年6月1日に「割賦販売法の一部を改正する法律」(「改正割賦販売法」)が施行され、当改正に伴う加盟店に対する管理等が強化されました。現状、当改正が当社グループの業績に直接影響を及ぼすものではありませんが、同法がさらに改正され加盟店管理に対する更なる強化が実施された場合、その内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の重要な契約の締結先であるクレジットカード会社は、犯罪収益移転防止法の適用を受けており、当社の加盟店の中には特定商取引法の適用を受ける先があります。これらの法律の適用を受ける当社グループの取引先が法令に違反した場合や行政の指示・指導により事業に制約を受けた場合、当社グループが取扱う決済件数や決済金額の変動等を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現時点の法規制等に従って業務を遂行しており、また、弁護士や外部諸団体を通じて新たな法規制及び加盟店を含めた取引関係先の法規制改正の情報を直ちに入手できる体制を整えております。

しかしながら、今後クレジットカード業界に関する規制、及び当社グループのお客様である加盟店の事業に関連する規制等の制定により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 感染症の蔓延について

現在発生している新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外においては都市封鎖や経済活動の停止、国内においても営業自粛要請や移動自粛要請が行われるなど、国民経済に影響を及ぼす事態が発生しました。

こうした状況は前述「①経済環境の変化等について」、後述「(2) ①決済端末の調達、販売について」に記載のとおり、端末販売においてはメーカーにおける生産体制の変化や加盟店における店舗開発計画の変更を通じて、また手数料収入においては決済件数や決済金額の減少を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは早期に端末在庫の確保に動いたこと、端末販売の新規案件獲得に努めたこと、及び多種多様な業種にわたる加盟店の確保により特定業種の加盟店に依存しない形で決済サービスの提供を行っていること等により、足許で当社グループの業績への影響は限定的であると考えております。また、対人接触機会を減少させる自動精算機等の無人決済機については、感染拡大防止策として需要の増加も期待できると考えております。

しかしながら、今後感染症の流行拡大や対策の長期化により、メーカーや加盟店の稼働状況や個人消費の動向に及ぼす影響が増大した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業活動に関する事項

① 決済端末の調達、販売について

当社は、ビジネスの起点である決済端末について、国内及び海外双方のメーカーから仕入れております。海外メーカーからの決済端末の調達に際し、当社は、複数のメーカーと調達契約を締結することで、購買ルートの分散を図っておりますが、自然災害、感染症等の要因によりメーカーにおいて決済端末の生産体制に支障を生じるような事態が発生した場合のほか、当該海外メーカーが日本市場から撤退、又は他社に買収され、これまでの事業戦略が見直しされるなど、予期せぬ事象の発生によって決済端末の調達が困難になり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 加盟店の開拓活動について

当社グループは、実際に端末を利用する加盟店に対して直接営業活動を行う場合もあるものの、主にはアクワイアリング事業者等に対して営業活動を行っております。したがって、当社グループの加盟店開拓はアクワイアリング事業者等の加盟店開拓力に依存しております。アクワイアリング事業者等とは日常より密に連携し、加盟店の動向や市場環境を把握するように努めておりますが、アクワイアリング事業者等における加盟店獲得活動に遅れ等が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報処理センターネットワークの利用について

当社グループは、クレジットカード決済において株式会社エヌ・ティ・ティ・データが運営するCAFIS、株式会社日本カードネットワークが運営するCARDNET、及び国際ブランドのVisaが提供するVisaNetを利用することにより、決済処理サービスを提供しています。万が一、これらのネットワークの一つにおいて利用が困難になる事態が発生した場合には、利用可能なネットワークに代替し接続することが可能ですが、ネットワーク障害や仕様変更に対応できない場合や多額の対応費用が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報システムへの依存について

当社グループの事業は、コンピュータシステムに高度に依存しており、各種データ処理等を行うデータセンターは、システム事業者に業務委託しております。そのデータセンターは、耐震・防災設備を施され、入出館管理でのセキュリティ対策も実施されております。また、システムは、フォルトトレラントと呼ばれる無停止システムを採用するとともに、バックアップ・データを確保して、適宜復元テストを行っております。また、定期的にマネジメントレベルでの会議を開催して、課題を共有して、運用の安全性を確保しております。しかしながら、想定を超えた災害等が発生した場合又は悪意のある攻撃を受けた場合には、システムに重大な支障が生じる可能性があり、システムの信頼性低下や、決済業務への支障を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ⑤ 災害・テロ活動等のリスクについて
当社グループは災害やテロ活動等の発生を想定し、顧客及び社会に対する責務を最大限円滑に遂行するため、業務継続体制に関連する規程及び業務継続計画(BCP)を制定し、教育・訓練を実施しております。しかしながら、予想を超えた大規模自然災害やテロ活動等が発生した場合には、当社グループの事業運営または事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- ⑥ 少人数組織であることについて
2021年9月末日現在、当社グループは従業員81名の少人数組織であり、内部管理体制も人員規模に応じたものとなっております。また、少人数組織であるため、業務執行が特定の人物に依存している場合があります。今後も、事業規模の成長に応じて引き続き内部管理体制の強化を進めるとともに、役職員への情報共有や権限委譲により、業務執行体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、これらの施策が企図したとおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ⑦ 人材の確保について
当社グループのビジネスを支えている最大の資産は人材であり、各種サービスの品質向上、新規サービスの企画・開発のためには、優秀な人材の採用・育成・モチベーションアップが欠かせません。しかしながら、人材獲得競争の激化により、優秀な人材の獲得が困難となった場合、又は在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ⑧ 事務オペレーションリスクについて
当社グループは、社内規範や事務手続きの標準化及び文書化に取り組んでおりますが、当社グループの事業の急速な拡大に伴う事務量の増加により、事務手続きのミスが起こる可能性があります。日常より社内ルールの整備等を進め、作業負担の最適化に努めておりますが、当該手続きのミスに起因し取引先から訴訟等が提起された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営上の重要な契約に関する事項

- ① 業務代行に関する契約について
当社グループは、クレジットカード会社と加盟店間の加盟店契約において、加盟店代理契約を各クレジットカード会社と締結しております。そのため当社グループでは、常日頃から主要クレジットカード会社とは緊密に連携をとっております。しかしながら、万一、クレジットカード会社から契約解除の申し出や条件変更等の接続制限がなされた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 包括加盟に関する契約について
当社グループは、加盟店のクレジットカード決済業務に係る事務を代行することを目的として、各クレジットカード会社と包括加盟に関する契約を締結しております。決済代行サービスにおいては、クレジットカード会社が加盟店に対して行う売上代金支払いを当社が代行して、当社グループの責任範囲で行います。当社グループと包括加盟店契約を締結している加盟店が不適切な販売等を行ったことが露見して、消費者がクレジットカード会社に対して債権買戻請求を行い、クレジットカード会社が請求額を消費者へ返還した場合、クレジットカード会社は当社グループとの加盟店契約に基づき、当社グループに対して債権買戻額を求償することとなります。この場合、当社グループはその額を加盟店へ求償しますが、加盟店の倒産等により、資金が回収できない場合には、その損害を被る可能性があります。
このようなリスクを回避するために、当社では加盟店の入会時にクレジットカード会社の審査とは別に、電話による本人確認、登記簿謄本・納税証明書の徴求、営業許可証の確認等を行うと共に、月毎に滞留債権管理を実施しております。併せて、クレジットカード会社から債権買戻請求発生の可能性ありとの連絡を受けた場合は、直に加盟店の状況を調査し、売上金を留保するなど必要な措置を講じております。しかしながら、債権買戻請求が確定し、加盟店から回収が出来ない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 親会社との関係に関する事項

当社グループの親会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社(以下、「GMO-PG」という。)は、当社の発行済株式総数の57.4%(2021年9月末現在)を保有する筆頭株主であり、オンラインショッピングによるクレジットカード等の決済代行業、金融関連事業、その他決済に付帯する事業を行っております。また、GMO-PGの親会社であるGMOインターネット株式会社は「すべての人にインターネット」というコーポレートスローガンのもと、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、仮想通貨事業を行っております。

当社は、独自に経営方針・政策決定及び事業展開についての意思決定を行っております。しかしながら、同社は、当社の筆頭株主として基本事項に関する決定権又は拒否権を保有しているため、当社の意思決定に対して同社が影響を与える可能性があります。

①GMOインターネットグループにおける当社グループの位置付けについて

当社グループは、GMOインターネットグループにおいて、キャッシュレス決済市場における唯一の対面決済サービス事業を担う会社と位置付けられており、GMOインターネットグループ他社とは事業の棲み分けがなされております。

決済のキャッシュレス化・オンライン化の進行に伴い、当社グループが関わる決済ビジネスは、対面決済領域(当社グループ)と非対面決済領域(GMO-PG)が連携しながら大きな変化を遂げてきており、それに伴って事業機会も益々増大しております。

このような状況下においては、お互いが強みを発揮し事業成長を目指すことに加えグループシナジーの実現に最大限の努力をすることが親会社を含むグループ全体の成長、そして当社グループの成長率及び成功確度を高めることができるものと考えております。

しかし、GMOインターネットグループ及び親会社であるGMO-PGが、経営方針及び事業展開方針を変更した場合には、将来的に競合する可能性があり、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

②GMOインターネットグループとの取引について

2021年9月期における、当社グループのGMOインターネットグループとの取引について、当社の連結収益に係る取引総額は191,181千円、費用に係る取引総額は142,107千円であります。親会社との取引については、一般株主との間に利益相反リスクが存在しますが、当社グループは実効的なガバナンス体制を構築することによって、一般株主の利益に十分配慮した対応を実施しております。また、これらのうち、取引金額が1百万円以上の取引内容は、以下のとおりであります。

(GMOインターネットグループとの主な取引) (2021年9月期)

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	取引の内容	取引金額 (千円)
親会社	GMOペイメントゲートウェイ(株)	東京都 渋谷区	13,323,135	インター ネットイ ンフラ事 業	決済端末の販売等(売上)(注1、2)	168,135
					施設の利用料等の支払	8,784
					人件費の支払(注3)	49,241
					受取報酬等(売上)(注2)	19,628
					サービス利用料等の支払	3,399
	GMOインター ネット(株)	東京都 渋谷区	5,000,000	総合イン ターネッ ト事業	広告宣伝費の支払(注4)	52,523
					通信サービスの利用料の支払(原価)(注5)	6,620
					管理業務の委託費用の支払	4,892
				施設の利用料等の支払	13,552	
同一の親 会社を持 つ会社	GMOコマース (株)	東京都 渋谷区	100,000	020・EC事 業者向け 支援事業	受取報酬等(売上)(注2)	2,479

- (注) 1. GMOペイメントゲートウェイ(株)との取引は、共通の外部顧客への販売について、同社を通じて受注・販売したものが大半を占めます。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 受入出向者の給与、実費負担分になります。
4. 「GMO」商標権・ブランド使用料。
5. モバイル決済端末の通信料。

当社が親会社等のグループと営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時には、少数株主の保護の観点から、その他第三者との取引条件との比較の上、取引条件等の内容の適正性を慎重に検討して実施しております。

具体的には、第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを、親会社等から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会にて確認した上で決議することとしております。また、親会社等のグループとのその他の取引については、実費のものを除いて、原則として行わない方針であります。仮に、企業価値の向上等の観点から当該取引を行う場合は、その他第三者との取引条件との比較の上、取引条件等の内容の適正性を慎重に検討して実施してまいります。具体的には、第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを、親会社等から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会にて確認した上で決議することとしております。

③商標権について

当社グループは、2017年1月よりGMOインターネット株式会社と「GMO商標権・ブランド」使用許諾契約を締結しております。当該契約は、当社及び当社子会社であるグローバルカードシステム株式会社(以下、「GCS」という。)がGMOインターネット株式会社とそれぞれ締結しております。

④親会社等との役員の兼務関係について

2021年9月30日現在における当社の役員10名(取締役7名、監査役3名)のうち、GMOインターネットグループ会社の役員を兼ねる者は2名であり、豊富な経営及び監査経験から、当社事業に関する助言を得ることを目的として招聘したものであります。なお、当社における役職、氏名及び同社における役職は以下のとおりであります。

当社役職 : 非常勤取締役 吉岡 優
GMO-PG役職 : 常務執行役員 イノベーション・パートナーズ本部戦略営業統括部 統括部長

当社役職 : 非常勤監査役 飯沼 孝壮
GMO-PG役職 : 非常勤監査役

⑤親会社等からの独立性の確保について

当社グループの事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいて行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員、及び過半数を占める専任役員を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

(5) その他

①新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。2021年9月30日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は63,420株(発行済株式総数4,106,320株の1.54%)であり、今後もストック・オプション制度を活用していく方針であります。

これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

②訴訟の可能性について

当社グループは、現時点において、係争中の訴訟を有してはおりません。しかしながら、今後、当社の事業分野において、第三者が当社より早く特許権・著作権・その他知的財産権が認められ、当社に対して高額の特許、損害賠償、又は使用差止等の請求を受けた場合や予期せぬトラブルの発生等により訴訟を提起された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような事実が判明したときは直ちに、事例に応じて、弁護士・弁理士等と連携し解決に努める体制が整っております。

③のれん及び顧客関連資産について

当社は、2016年9月にGCSのすべての株式を取得しており、のれん及び顧客関連資産を計上しております。当該のれん及び顧客関連資産については、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、同社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれん及び顧客関連資産について減損損失を計上する必要が生じ、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の業績等の概要、財政状態の状況、キャッシュ・フローの状況(以下、「経営成績等」という。)の概要は次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延が当社グループに与える影響は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営環境」や「2 事業等のリスク (1) 事業環境に関する事項 ④感染症のまん延について」にも記載のとおり、足許で限定的であり、同様に財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に与える影響も提出日現在において限定的であると考えております。そのため当社グループの経営戦略に変更はございませんが、今後、当社グループへの経営戦略に影響を及ぼす事項の発生に留意し、引続き財政状況等について注視してまいります。

① 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、新型コロナウイルスの断続的な感染再拡大により対面決済市場における消費動向が停滞したものの、コロナ危機下での財政出動及び金融緩和政策や、ワクチン接種の普及による重症化率の抑制などから株式市場は安定的に推移いたしました。

実体経済について、2021年4～6月の実質GDPは、第1回緊急事態宣言が発出された前年同期間との比較において、年率1.9%増と増加基調に転じておりますが、2021年1～3月の落ち込み(同4.2%減)を取り戻すには至っており、先行き不透明な状況が依然として継続しております。

国内クレジットカード動向についても、一時的に新型コロナウイルスの蔓延に伴う対面決済市場の消費停滞の影響を受けていると思われ、調査対象企業のクレジットカード取扱高は2020年に約63兆円(出典：経済産業省「特定サービス産業動態統計」)となっており、前年比約5%のマイナスとなっております。

このような環境の中、当社は、対面決済市場におけるシェア拡大を目指し、クレジットカード会社や銀行、並びに精算機・自動販売機・券売機製造メーカーなどのアライアンスパートナーと共に、決済端末の販売設置・稼働に注力することによって、長期化するコロナ禍においても着実に業績を拡大させることができました。具体的には、当連結会計年度における決済端末台数は前期比71.8%増、決済処理件数は同105.5%増、決済処理金額は同86.8%増となり、着実に拡大しております。

当社グループ会社のGMOカードシステム株式会社(旧グローバルカードシステム株式会社)においては、中小加盟店を主な顧客とする特性上、新型コロナウイルス蔓延に伴う緊急事態宣言の影響を受けやすく、業績拡大が限定的なものとなりました。このような状況の下、新規加盟店獲得に注力し、コロナウイルスの影響を受けづらい医療系やIoT領域(精算機・自動販売機・券売機)の加盟店開拓を進め、収益基盤の拡充を図っております。また、2020年7月より三井住友カード株式会社と共同で提供を開始した次世代プラットフォームは2021年9月期においても順調に拡大しました。同プラットフォームの決済処理センター機能は当社グループ会社のGMOデータ株式会社にて担っており、急拡大する決済ボリュームを適切に処理できるよう体制を構築し、運営しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,089,506千円(前年同期比92.0%増)、営業利益は589,336千円(前年同期比30.1%増)、経常利益は619,341千円(前年同期比44.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は411,378千円(前年同期比41.0%増)となりました。

なお、当社グループは対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は5,789,578千円となり、前連結会計年度末に比べ765,493千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が487,592千円、販売規模の拡大に伴い売掛金が208,450千円、次期の販売に備えて商品が183,153千円増加したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定資産は1,346,541千円となり、前連結会計年度末に比べ245,760千円増加いたしました。これは主にのれんが44,438千円、顧客関連資産が42,810千円、それぞれ償却により減少したものの、ソフトウェアが215,614千円、ソフトウェア仮勘定が115,349千円、それぞれ増加したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における総資産は7,136,119千円となり、前連結会計年度末に比べ1,011,254千円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,719,682千円となり、前連結会計年度末に比べ672,920千円増加いたしました。これは主に買掛金が592,735千円増加したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定負債は40,026千円となり、前連結会計年度末に比べ19,909千円減少いたしました。これは主に繰延税金負債が13,108千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は2,759,709千円となり、前連結会計年度末に比べ653,010千円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は4,376,410千円となり、前連結会計年度末に比べ358,243千円増加いたしました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ72,323千円増加したこと、並びに親会社株主に帰属する当期純利益411,378千円の計上により利益剰余金が同額増加しましたが、剰余金の配当157,934千円により利益剰余金が同額減少したこと等によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は前連結会計年度末に比べ487,592千円増加し3,433,620千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果、獲得した資金は957,075千円(前年同期は537,312千円の使用)となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益618,442千円を計上し、また仕入債務が592,735千円増加したこと等により資金が増加したものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果、使用した資金は465,672千円(前年同期は336,749千円の使用)となりました。この主な要因は、無形固定資産の取得による支出442,781千円及び有形固定資産の取得による支出25,850千円等により資金が減少したものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果、使用した資金は3,810千円(前年同期は684,596千円の獲得)となりました。この主な要因は、配当金の支払いを139,040千円したものの、新株予約権の行使による株式の発行による収入144,646千円等により資金が増加したものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社グループは対面決済サービス事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため記載を省略しております。

b. 販売実績

当社グループは、提供する対面決済サービスについて、サービス内容に従って「イニシャル」、「ストック」、「フィー」及び「スプレッド」の4つに売上を区分しております。

イニシャル(イニシャル売上)	決済端末売上、開発受託売上、初期登録料売上等
ストック(固定費売上)	カード会社や加盟店単位の月額固定売上、台数単位通信料売上等
フィー(処理料売上)	決済件数に応じた処理料売上、ロール紙売上等
スプレッド(加盟店売上)	決済金額に応じた手数料売上

品目別売上高は次のとおりであります。

品目	第22期連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	第23期連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	金額(千円)	前年同期比(%)
イニシャル	2,236,272	5,166,493	231.0
ストック	488,800	624,493	127.8
フィー	305,139	533,867	175.0
スプレッド	661,355	764,652	115.6
合計	3,691,567	7,089,506	192.0

なお、当社グループは対面決済サービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

主要な相手先別販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第22期連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		第23期連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメント ゲートウェイ株式会社	514,476	13.9	187,764	2.6

(注) 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

2. 共通の外部顧客への販売について、同社を通じて受注・販売したものが大半を占めます。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき策定されております。これらの連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積もりを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積もりを行っておりますが、見積もり特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積もりと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1)①経営成績の状況」、「(1)②財政状態の状況」、「(1)③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資本の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。事業運営上必要な運転資金の需要のうち主なものは、キャッシュレス決済市場の拡大に伴い、多様化する顧客ニーズに対応するための営業人員の人件費、決済情報処理センターの安定的稼働のためのシステム人員の人件費及び、システム開発に係る費用であります。

④ 目標とする経営指標

当社グループの目標とする経営指標は、決済処理金額及び営業利益成長率になります。当社グループは、これら経営指標の拡大を通じ、対面キャッシュレス決済インフラを担う企業として、より安全で便利な決済インフラを提供し、日本のキャッシュレス決済比率向上に貢献してまいります。

第23期連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（決済処理金額）

当連結会計年度における決済処理金額は約1.2兆円（前年同期比86.8%）になりました。主な要因は、アライアンスパートナーを通じた決済端末の販売及び稼働が着実に進展したことにあります。

（営業利益成長率）

当連結会計年度における営業利益成長率は30.1%になりました。主な要因は、決済端末販売が好調に推移したことに加え、稼働決済端末数及び売上処理件数の増加に伴う、ストック（固定費売上）及びフィー（処理料売上）の増加にあります。

当社グループは、多様化するキャッシュレス決済ニーズに対応し、消費者と加盟店のニーズに合致した決済端末やキャッシュレス決済関連サービスを提供し、成長性と収益性を確保する方針です。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

⑦ 経営成績の分析

(売上高)

新型コロナウイルス感染症による行動規制の影響により一部業種の加盟店では決済取扱高の減少がみられたものの、決済端末の販売が好調に推移したことに加え、安心な支払い手段として対面キャッシュレス決済市場の拡大が続きました。

決済端末の販売においては、2020年7月より取り扱いを開始したstera端末の販売が、当連結会計年度の期初より売上に寄与するとともに、営業や出荷等の体制整備とともに大きく伸長し、当初の計画を上回る売上高の増加を達成することができました。これは、コロナ禍においても、省人化へのセルフレジ需要など多様化する加盟店のキャッシュレス決済ニーズに確実に応えることで、加盟店の獲得が進んだものです。また、IoT領域における決済端末の販売も着実に伸ばすことができました。

加盟店開拓が進んだことを起点として、稼働端末数及び決済処理件数・金額の拡大が図られ、ストック型の売上も確実に伸長しました。

この結果、売上高は3,397,939千円増加し、7,089,506千円(前年同期比92.0%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、前連結会計年度に比べて2,995,350千円増加し5,068,985千円(前年同期比144.4%増)となりました。この主な要因は、決済端末販売の増加によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における売上総利益は、前連結会計年度に比べて402,588千円増加し、2,020,521千円(前年同期比24.9%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて266,127千円増加し、1,431,185千円(前年同期比22.8%増)となりました。この主な要因は、事業拡大に伴い人員を増強したことにより、給料及び手当が119,884千円増加したこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度における営業利益は、前連結会計年度に比べて136,460千円増加し、589,336千円(前年同期比30.1%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、金融機関から受取る受取利息72千円及び受取キャンセル料17,400千円、受取解約返戻金10,909千円等により30,158千円(前年同期比1,259.7%増)となりました。

当連結会計年度における営業外費用は、リース取引に伴う支払利息151千円等により153千円(前年同期比99.4%減)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における経常利益は、前連結会計年度に比べて190,588千円増加し、619,341千円(前年同期比44.5%増)となりました。

(法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における法人税等合計は、前連結会計年度に比べて73,828千円増加し、245,657千円(前年同期比43.0%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べて119,519千円増加し、411,378千円(前年同期比41.0%増)となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

契約先	契約の名称	契約の内容	契約日	自動更新
三井住友カード(株) GMOペイメントゲートウェイ(株)	業務提携契約書	協働プラットフォーム事業 の運営に関する契約	2019年8月27日	なし
三井住友カード(株) パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	取引基本契約書	決済端末の継続的売買契約 及び当該取引に付随するソ フトウェアの提供に関する 基本契約	2020年3月30日	なし

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、事業運営に伴う設備の更新を継続的に実施しております。

当連結会計年度中の設備投資の総額は505,205千円であり、そのうちソフトウェアへの投資が489,217千円となっております。その主なものは、データセンターに関する共通機能への投資161,781千円、社内利用システム開発のための投資211,850千円、新規端末の開発46,560千円等であります。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは「対面決済サービス事業」の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	建物附属 設備	ソフトウェア	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都 渋谷区)	情報機器及び ソフトウェア	12,833	9,378	510,383	1,571	151,245	685,412	63

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者を含んでおりません。
 4. 帳簿価額のうち「その他」はソフトウェア仮勘定及びレンタル資産であります。
 5. 当社の事業は、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 国内子会社

2021年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			工具、器具 及び備品	ソフトウェア	リース資産	その他	合計	
GMOデータ 株式会社	本社 (東京都 渋谷区)	情報機器 及びソフト ウェア	10,193	136,500	5,167	64,502	216,363	6

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」はソフトウェア仮勘定であります。
 4. 当社グループの事業は、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定時期		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都 渋谷区)	新規サービス開発	70,000	—	自己資金	2021年10月	2022年9月	(注) 3
提出会社	本社 (東京都 渋谷区)	決済システム能力 増強等	195,000	—	自己資金	2021年10月	2022年9月	(注) 3
提出会社	本社 (東京都 渋谷区)	業務系システム増 強等	206,000	—	自己資金	2021年10月	2022年9月	(注) 3
GMOデータ 株式会社	本社 (東京都 渋谷区)	決済システム能力 増強等	135,000	—	自己資金	2021年10月	2022年9月	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループの事業は、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,380,680
計	14,380,680

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,106,320	4,106,320	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,106,320	4,106,320	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2021年12月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権 2016年11月21日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (2021年9月30日)	提出日の前月末現在 (2021年11月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名 親会社従業員 3名 子会社取締役 2名 子会社従業員 2名	同左
新株予約権の数(個)	1,264 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 37,920 (注) 1、6	同左 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	967 (注) 2、6	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年12月3日 至 2026年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 967 資本組入額 484 (注) 6	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得につ いては、当社取締役会の決議による 承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、30株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併や分割等の条件を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、割当日以後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式に係る自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、当社がいずれかの金融商品取引所に株式を上場していなければ新株予約権の権利行使をすることができない。
 - (2) 新株予約権者は権利行使時に、当社、当社の子会社、当社の親会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社（当社以外の子会社も含む）およびGMOペイメントゲートウェイ株式会社の親会社であるGMOインターネット株式会社において、その取締役、監査役、従業員のいずれかの地位にあることを要する。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株予約権については、この限りではない。
 - (4) 新株予約権の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 割当日以降、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会において別途決定する日において、当社は新株予約権を無償で取得できる。
 - (2) 新株予約権者が、下記事由に該当した場合、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員または当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位を失った場合。
 - ② 新株予約権者が当社の社内規定に違反したことを理由に当社の社内での懲戒処分を受け、当社の取締役会が新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。
 - ③ 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を第三者に対して譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をした場合。
 - ⑤ 新株予約権者が死亡した場合。
 - ⑥ 新株予約権者が在任・在職中に故意または過失により過去および将来にわたり当社に損害を与えもしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認め、新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。
 - ⑦ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部の放棄を申し出た場合。
5. 組織再編時の取り扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 - (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2020年1月27日開催の取締役会決議により、2020年2月14日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 2018年9月18日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (2021年9月30日)	提出日の前月末現在 (2021年11月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名 子会社従業員 1名	同左
新株予約権の数(個)	850 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 25,500 (注) 1、6	同左 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,167 (注) 2、6	同左 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年9月29日 至 2028年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 1,167 資本組入額 584 (注) 6	同左 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得につ いては、当社取締役会の決議による 承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、30株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併や分割等の条件を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、割当日以後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式に係る自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社がいずれかの金融商品取引所に株式を上場していなければ新株予約権の権利行使をすることができない。
- (2) 新株予約権者は権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員または当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株予約権については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 割当日以降、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会において別途決定する日において、当社は新株予約権を無償で取得できる。
- (2) 新株予約権者が、下記事由に該当した場合、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件および制限の規定に該当しなくなった場合。
 - ② 新株予約権者が当社の社内規定に違反したことを理由に当社の社内での懲戒処分を受け、当社の取締役会が新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。
 - ③ 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を第三者に対して譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をした場合。
 - ⑤ 新株予約権者が在任・在職中に故意または過失により過去および将来にわたり当社に損害を与えもしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認め、新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。
 - ⑥ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部の放棄を申し出た場合。

5. 組織再編時の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

6. 2020年1月27日開催の取締役会決議により、2020年2月14日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年11月30日(注)1	250	119,839	125	1,173,309	125	1,186,420
2020年2月14日(注)2	3,475,331	3,595,170	—	1,173,309	—	1,186,420
2020年7月14日(注)3	240,000	3,835,170	280,416	1,453,725	280,416	1,466,836
2020年8月17日(注)4	67,300	3,902,470	78,633	1,532,358	78,633	1,545,469
2020年9月30日(注)1	45,900	3,948,370	765	1,533,123	765	1,546,234
2020年10月1日～ 2021年9月30日(注)1	157,950	4,106,320	72,323	1,605,446	72,323	1,618,557

(注) 1. 新株予約権の行使による増加

2. 株式分割(1:30)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加

発行価格 2,540円

引受価額 2,336円80銭

資本組入額 1,168円40銭

4. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増加

割当価格 2,336円80銭

資本組入額 1,168円40銭

割当先 大和証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	8	22	25	110	—	734	899	—
所有株式数 (単元)	—	1,979	865	24,237	9,103	—	4,834	41,018	4,520
所有株式数 の割合(%)	—	4.82	2.11	59.09	22.19	—	11.79	100.00	—

(注) 自己株式65株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号	2,356,590	57.39
豊山 慶輔	福岡県福岡市城南区	128,490	3.12
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15-1)	90,500	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	82,100	1.99
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都千代田区大手町一丁目9-7)	69,879	1.70
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号)	63,500	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南二丁目15-1)	57,600	1.40
BBH FOR UMB BANK, NA — WCM INTL SMALL CAP GROWTH FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	235 W GALENA ST MILWAUKEE WISCONSIN 53212 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	48,200	1.17
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT — CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	46,286	1.12
倉田 秀喜	福岡県福岡市東区	40,990	0.99
計	—	2,984,135	72.67

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2020年12月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社が2020年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	204,400	5.33

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,101,800	41,018	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,520	—	—
発行済株式総数	4,106,320	—	—
総株主の議決権	—	41,018	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議するとともに、本制度に関する議案を2021年12月17日開催の第23期定時株主総会において決議いたしました。

(1) 制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期（ポイント付与後、2年を経過した時期）となります。ただし、退任取締役に關しては、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。

(2) 役員に取得させる予定の株式の総数

本制度において取得する予定の株式の総数は未定であります。

(3) 当該役員株式所有制度による受益権を受けることができる者の範囲

取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者としております。

②従業員に対する業績連動型株式給付制度

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の従業員等（以下、「従業員等」といいます。）の処遇と当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して新たに業績連動型株式給付制度「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

（1）制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、従業員等が受給権を取得した場合に、当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員等に対し、勤続年数等の各人の貢献度に応じてポイントを付与し、受給資格を取得した従業員等に対し、付与されたポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員等に対し給付する株式については、あらかじめ当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて取得し、信託財産として分別管理することになります。

（2）従業員等に取得させる予定の株式の総数

本制度において取得する予定の株式の総数は未定であります。

（3）当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者としております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	65	1,252
当期間における取得自己株式	23	718

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	65	—	88	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。

当社は、現下の業績動向と内部留保の充実度に鑑み、配当に対する株主の皆様のご期待に応じていく観点から、当連結会計年度においても1株当たり配当額を51円とすることといたしました。

当社は配当を実施する場合、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。なお、2019年12月11日開催の定時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

次期の配当については、好調な事業計画を踏まえ、今期以上の増配を実施することにより一層の株主還元強化を図り、中長期的な企業価値の向上に資するべく、1株当たり配当額は57円を予想しております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年11月22日取締役会	209,419	51.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

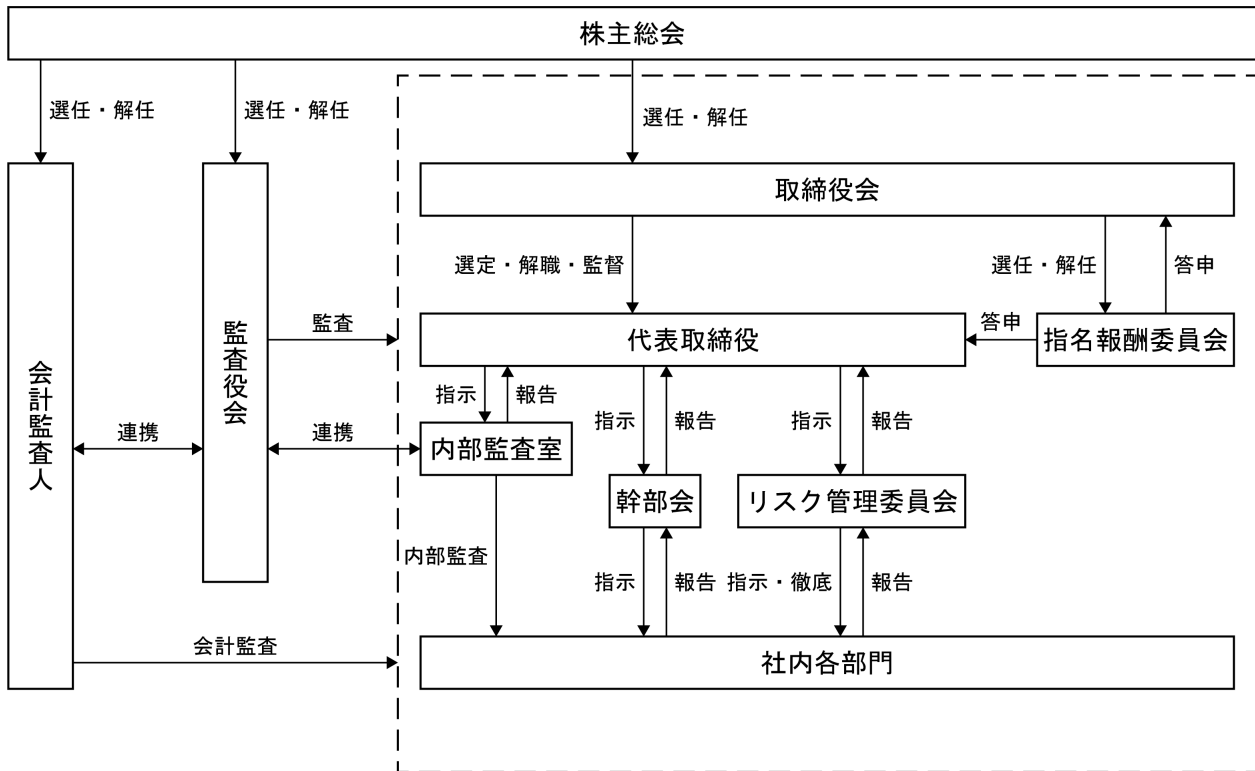
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営に取り組むことを基本的な考えとしております。その実現のため、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期的視野の中でグループ企業価値の向上を目指すべく経営活動を推進しております。

②企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制模式図は以下のとおりであります。



b. 会社機関の内容

(取締役会)

取締役会は取締役8名(内、社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催し、重要な議案が生じた場合には適宜開催しております。取締役会には、監査役3名も出席し、取締役会の意思決定を監査することとしております。なお、当社の取締役は11名以内とする旨定款にて定めております。

(幹部会)

当社は、取締役会を経営の基本方針や重要課題並びに法令で定められた重要事項を決定するための最高意思決定機関と位置づけ、原則月1回開催するとともに、事業経営にスピーディーな意思決定と柔軟な組織対応を可能にするため、業務執行取締役及び事業責任者等が出席する幹部会を毎週金曜日に開催しております。

(監査役会)

当社は、監査役会制度を採用しております。重要事項に関する意思決定及び監督機関としての取締役会、業務執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会という、会社法に規定される株式会社の機関制度を採用しております。監査役会は監査役3名(内、社外監査役2名)で構成されており、原則として月1回監査役会を開催し、取締役会の適正運営を確認する等、取締役の業務執行を監査するとともに、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行っております。また、内部監査人及び会計監査人と適宜議論の場を設け、相互に連携を図ることで、監査役監査はもとより、内部監査、会計監査の実効性の向上を図っております。

(指名報酬委員会(任意委員会))

取締役の指名及び報酬に関する任意の委員会である指名報酬委員会を2021年12月20日に設立しております。指名報酬委員会は、取締役4名、監査役1名(うち、社外取締役2名、社外監査役1名)で構成されており、その委員長には社外取締役を選任しております。取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、取締役の選任方針、報酬額等について審議し、取締役会並びに代表取締役への答申を行います。

(内部監査)

内部監査につきましては、内部監査担当者を置き、代表取締役からの指示により必要な監査・調査を定期的に行い、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。その結果を代表取締役に報告し、その後の進捗管理を行うなどその機能の充実に日々努め、これを経営に反映させております。内部監査担当者の人員は2名ではありますが、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査担当者以外の従業員を臨時に監査担当者に任命でき、支援可能な体制を構築しております。なお、2021年10月1日には内部監査室を設立し、専任者を配置することで上記体制の強化を図っております。

(会計監査人)

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また継続監査年数が7年を超える者はありません。

(リスク管理委員会)

当社は、経営に対するリスクに総合的に対処・対応するためリスク管理委員会を設け、委員長は取締役社長が指名した者が就き、各部のリスク管理責任者、リスク管理者が委員として組織されております。リスクマネジメント担当を中心に、情報漏えい、災害対応をはじめとする、当社経営をとりまくリスクに対応する予防策を検討し、必要な業務ルールの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底等の活動をしております。また、万が一緊急事態が発生した場合の報告システムを社内において広報し、徹底しております。

c. 機関ごとの構成員（◎は議長、委員長を表す）

2021年10月1日現在

役職名	氏名	取締役会	幹部会	監査役会	リスク管理委員会
取締役会長	高野 明	○	○		○
代表取締役社長	杉山 憲太郎	◎	◎		○
取締役	青山 明生 (注) 1	○	○		○
取締役	池澤 正光 (注) 2	○	○		○
取締役	福田 知修 (注) 3	○	○		○
取締役	吉岡 優	○			
取締役(社外)	嶋村 那生	○			
常勤監査役(社外)	長澤 孝吉 (注) 4	○	○	◎	○
監査役(社外)	小澤 哲	○	○	○	○
監査役	飯沼 孝壮 (注) 5	○		○	
上席執行役員	徳山 順也		○		◎
上席執行役員	関谷 靖		○		○
執行役員	小泉 領雄南		○		○
執行役員	玉井 伯樹		○		○
その他 4名			○		○

- (注) 1. GMOデータ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
2. GMOカードシステム株式会社の取締役を兼務しております。
3. GMOデータ株式会社の取締役を兼務しております。
4. GMOデータ株式会社の監査役を兼務しております。
5. GMOペイメントゲートウェイ株式会社の監査役を兼務しております。

d. 当体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者（2021年10月1日からは内部監査室）を配置しております。これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

e. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの構築の基本方針」を以下のとおり決議しております。

(内部統制システムの構築の基本方針)

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制確立の為、コンプライアンス管理規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。

コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。

コンプライアンス経営の確保を目的として、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。

当社及び子会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。内部監査部門は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的な考え方、行動指針等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、リスク管理規程に基づき、リスクの定義及び主管責任部門を定める。取締役社長が指名した委員長を中心としてリスク管理委員会がリスク管理方針を策定し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。リスクが顕著化した場合またはリスクが顕著化する恐れがある場合、災害時等の緊急対応時マニュアルに基づき、緊急対策本部を設置し迅速に対応する。監査役及び内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の運営及び付議事項等を定めた「取締役会規則」を制定する。中期事業計画は取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

- ⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と親会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。当社は、当社が定める関係会社規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
当社及び子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、毎月業務報告会を開催する。当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- ⑦監査役職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとする。配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。
- ⑧前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査役の指揮・命令に従うものとする。監査役職務を補助する使用人は、他部署を兼務しない。
- ⑨監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑩当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。取締役、執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ⑪監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうち、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査部門等とミーティングを行う。監査役は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

当社は、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める目的として、経営陣や支配株主から独立した立場で、一般株主の利益保護を踏まえた行動がとれる者を、社外取締役及び社外監査役から独立役員を選任することを基本方針としております。当社の社外取締役2名及び社外監査役2名は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けており、同取引所が定める独立性基準を満たしております。

また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針であります。

f. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社についても業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施し、また必要に応じて規程・マニュアルを策定しております。また、当社の内部監査担当部門が、グループ各社に対して業務監査を実施し、必要があれば、法令及び定款に適合するように改善指導等を行っております。

g. 取締役定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

h. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款にて定めております。

i. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、賠償責任に関する不安を除去することで、萎縮することなく適切に職務を遂行することを可能とし期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

j. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役嶋村那生氏、監査役長澤孝吉及び小澤哲の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号の合計額であります。

k. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の親会社であるGM0ペイメントゲートウェイ株式会社が、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者には、当社、当社子会社であるグローバルカードシステム株式会社(2021年10月1日GM0カードシステム株式会社に社名変更)及びGM0データ株式会社の取締役及び監査役が含まれており、当社及び当社子会社の被保険者について、その保険料を全額当社及び当社子会社がそれぞれ負担しております。なお、当該保険契約の更新の時をもって、当社は独自に同様の内容の役員等賠償責任保険契約を新たに締結することを予定しております。

1. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によるものとする旨を定款に定めております。これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員状況】

① 役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	高野 明	1951年6月27日	1975年4月 1984年8月 2001年4月 2006年3月 2010年1月 2017年12月	カシオ計算機株式会社入社 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 同社理事金融システム事業部長 株式会社フィナンシャルブレイ ズ代表取締役 当社代表取締役社長業務開発部 管掌 当社取締役会長(現任)	(注)3	12,390
代表取締役社長	杉山 憲太郎	1979年1月29日	2001年4月 2007年11月 2013年6月 2014年6月 2014年12月 2017年5月 2017年12月	ニイウス株式会社(現株式会社ラ ック)入社 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 同社第一金融インダストリー銀 行第一サービス部長 GMOペイメントゲートウェイ株式 会社入社 GMOイブシロン株式会社常務取締 役 当社上席執行役員事業企画開発 部部长 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	14,620
取締役 営業本部本部長	青山 明生	1972年7月19日	1997年4月 2015年4月 2017年1月 2018年1月 2018年4月 2018年12月 2019年8月 2021年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 同社金融第一事業部第一営業部 長 同社金融第一事業部ソリューシ ョン推進部営業部長 同社金融第一事業部事業戦略開 発部営業部長 当社上席執行役員営業部部长 当社取締役営業部管掌営業部部 長 GMOデータ株式会社代表取締役社 長(現任) 当社取締役営業本部本部長(現 任)	(注)3	7,500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 管理本部本部長	池澤 正光	1964年8月5日	1987年4月 2006年4月 2013年4月 2014年12月 2015年7月 2015年11月 2017年6月 2019年10月 2020年4月 2020年12月 2021年1月 2021年7月	株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 同行渋谷法人営業第一部グループ長～副部長 同行CF決済事業部部長 同上兼株式会社ブリースコーポレーション取締役 同行決済企画部部長 SMBC GMO PAYMENT株式会社出向代表取締役会長兼CEO 同上兼株式会社ブリースコーポレーション取締役会長 株式会社三井住友銀行本店付 当社へ出向 上席執行役員経営企画部部長 当社上席執行役員経営企画部部長 当社取締役経営企画部部長 当社取締役管理本部本部長兼経営企画部部長 (現任) グローバルカードシステム株式会社 (現GMOカードシステム株式会社) 取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役 システム本部本部長	福田 知修	1977年12月6日	2000年4月 2013年1月 2015年7月 2018年1月 2019年9月 2019年9月 2020年12月 2021年1月 2021年10月	日本アイ・ピー・エム株式会社入社 同社金融インダストリー銀行第一サービス第三サービス部長 同社金融インダストリー銀行第一サービス部長 同社金融サービス保険PSデリバリー部長 当社入社 GMOデータ株式会社取締役 (出向、現任) 当社取締役 当社取締役システム本部本部長兼システム業務部部長 当社取締役システム本部本部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	嶋村 那生	1978年11月26日	2007年9月 2009年1月 2010年4月 2014年1月 2017年4月 2019年9月	弁護士登録(第二東京弁護士会) あさひ法律事務所入所 日本弁護士連合会司法制度調査会特別委嘱委員 第二東京弁護士会司法制度調査会委員 あさひ法律事務所パートナー弁護士 (現任) 第二東京弁護士会司法制度調査会副委員長(民法部会長) 当社取締役(現任)	(注) 1、3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	浅山 理恵	1963年8月11日	1987年4月 2008年4月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2018年4月 2021年6月 2021年12月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 同行人事部ダイバーシティ推進室長 同行田園調布ブロック部長 同行品質管理部長 同行執行役員品質管理部長 同行執行役員リテール部門副責任役員／品質管理部副担当役員 SMBCオペレーションサービス株式会社取締役副社長(現任) 当社取締役(現任)	(注) 1、3	—
取締役	小出 達也	1963年5月12日	1986年4月 2006年5月 2008年5月 2011年1月 2014年1月 2016年1月 2020年1月 2021年9月 2021年12月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 同社公共事業部長 執行役員 同社ストラテジー 執行役員 同社I T S 事業部長 執行役員 同社製造事業部長 常務執行役員 同社エンタープライズ事業部長 常務執行役員 同社グローバルセールス事業本部長 取締役専務執行役員 GMOペイメントゲートウェイ株式会社イノベーションパートナーズ本部上席執行役員(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	長澤 孝吉	1953年12月5日	1978年4月 1994年1月 1995年1月 2003年4月 2004年1月 2005年1月 2006年1月 2009年1月 2013年4月 2016年12月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 同社サービス産業第六営業部長 同社金融第七営業部長 同社営業開発事業部長 同社流通ソフトウェア事業部長 同社流通システム製品事業部長 同社流通第一事業部長 同社流通システム製品事業部長 株式会社アイラス取締役保険事 業部長 当社監査役(現任)	(注) 2、4	—
監査役	小澤 哲	1947年1月5日	1970年4月 1989年7月 1992年1月 1997年7月 2000年2月 2001年5月 2004年3月 2007年1月 2016年12月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 同社大手銀行担当営業所長 株式会社SRA出向営業部長 英国IBM出向日系企業担当部長 日本アイビーエム・ソリューシ ョン・サービス株式会社出向 取締役事業推進担当 日本アイビーエム・ソリューシ ョン・サービス株式会社代表取 締役社長 ディ・アンド・アイ情報システ ム株式会社代表取締役社長 エムエルアイ・システムズ株式 会社代表取締役副社長 当社監査役(現任)	(注) 2、4	—
監査役	飯沼 孝壮	1967年1月7日	1990年11月 1994年3月 2000年4月 2000年6月 2000年8月 2002年1月 2003年11月 2004年1月 2005年10月 2005年12月 2007年4月 2010年1月	センチュリー監査法人(現EY新日 本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 カード・コール・サービス株式 会社(現GMOペイメントゲートウ ェイ株式会社)入社 同社監査役 同社取締役管理部長 同社取締役公開準備室長 税理士法人飯沼総合会計社員 株式会社やまやコミュニケーシ ョンズ社外監査役(現任) 株式会社カードコマースサービ ス(現GMOペイメントゲートウ ェイ株式会社)取締役公開準備担当 同社取締役 同社監査役 税理士法人飯沼総合会計代表社 員(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4、5	900
計						35,410

- (注) 1. 取締役 嶋村 那生氏ならびに浅山 理恵氏は社外取締役であります。
2. 監査役 長澤 孝吉氏ならびに小澤 哲氏は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年9月期に係る定時株主総会終結の時から2022年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年9月期に係る定時株主総会終結の時から2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 飯沼 孝壮氏の所有株式数については、税理士法人飯沼総合会計所有の300株と合算した合計株式数を記載しております。
6. 所有株式数には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

② 社外役員の状況

(社外役員の機能及び役割)

本書提出日現在、当社は、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役及び社外監査役は社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の職務執行に対する監督機能及び監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社は、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にして、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めております。選任にあたっては、当基準に準拠していることに加えて少数株主の保護や当社グループの事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。

なお、社外監査役の独立性判断については、社外取締役の基準を準用しております。

社外取締役の嶋村 那生氏と浅山 理恵氏は、当社との人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

また、監査役制度の充実・強化を目的として、監査役3名のうち、2名を社外監査役として選任しております。当該2名は独立の立場から経営監視にあっており、その結果を取締役会で意見陳述することで、社外監査役に期待される役割を果たしております。

社外監査役の長澤 孝吉氏は、日本IBMにおいて、金融機関、特にクレジットカード会社のお客様を営業およびマネジメントとして担当する等、当社の事業分野において豊富な経験を有しており、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映しており、当社との人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

社外監査役の小澤 哲氏は、日本IBMの子会社の代表取締役を3社経験しており、経営全般および内部統制について適切なアドバイスが期待でき、その豊富な経験において、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映しており、当社との人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査人2名及び監査役3名により構成されております。内部監査人は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、内部監査人は監査役会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査役にその結果を報告しております。監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査役は取締役会に常時出席しているほか、常勤監査役は社内の会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しているほか、内部統制部門である管理部に対して、内部統制に関する何らかの疑義が生じた際に、その都度ヒアリングを実施し、協議することにより相互連携を図っております。会計監査人は、監査計画及び監査経過に関して監査役と意見交換を行い相互連携を図っております。会計監査人による代表取締役社長に対する監査結果の報告には監査役が出席しております。社外取締役は、前述のとおり毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っております。社外監査役は会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに内部統制の状況等について、定期的に説明を受けております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

a. 監査役の組織、人員

当社の監査役会は、常勤監査役1名と、非常勤監査役2名で構成されております。常勤監査役の長澤 孝吉氏及び非常勤監査役の小澤 哲氏は、金融機関のシステム化での幅広い経験と会社経営での深い知見を有しており、当社の監査業務に活かしております。なお、両名は、社外監査役であります。非常勤監査役の飯沼 孝壮氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役職務を補助するためのスタッフは特に配置しておりませんが、各監査役から取締役及びその他の使用人への資料請求及び面談要望に対して、適切に対応されており、監査業務に支障はありません。

b. 監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として取締役会に先立ち月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。当事業年度における各監査役の監査役会、取締役会への出席状況は以下のとおりです。定時監査役会の平均所要時間は、約30分です。

役職名	氏名	監査役会出席状況	取締役会出席状況
常勤監査役（社外）	長澤 孝吉	13回/13回（100%）	17回/17回（100%）
非常勤監査役（社外）	小澤 哲	13回/13回（100%）	17回/17回（100%）
非常勤監査役	飯沼 孝壮	13回/13回（100%）	17回/17回（100%）

監査役会では、年間を通じて、次のような決議、審議、協議、報告がなされました。

決議：監査役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人の報酬への同意、監査役会監査報告、監査役会議長選任、常勤監査役・特定監査役選任、会計監査人の変更、監査役会規則・監査役監査基準・内部統制システムに係る監査の実施基準の改定

審議：監査役監査方針・監査計画、会計監査人の監査報告、監査役監査報告、株主総会招集通知、会計監査人の変更、会計監査人の報酬への同意

協議：監査役報酬配分、内部統制システムの点検内容

報告：監査役月次活動報告、重要事象の情報共有等

c. 監査役の主な活動

各監査役は、毎月1回開催される取締役会に出席し、議事運営、審議・決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。

常勤監査役長澤 孝吉氏及び監査役小澤 哲氏は、毎週開催される幹部会など重要な会議に原則として出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。両監査役は、代表取締役社長との面談を年4回開催し、監査報告や監査所見にもとづく提言を行っており、常勤取締役全員及び子会社社長とも年2回、非常勤取締役とは年1回面談を実施し、課題と対応状況の共有を図っております。なお、毎月の取締役会に先立って、独立社外取締役1名及び社外監査役2名で独立役員会議を開催して、取締役会上程議案に関する相互の意見交換、その他重要事象に関する情報共有を図っております。

監査役3名は、会計監査人とは、監査計画・作業見積時間の聴取、三様監査、システム監査報告、期末監査報告等、緊密なコミュニケーションを図っております。

また、内部監査部門とは、監査役監査計画の情報共有を図るとともに、内部監査計画聴取、内部監査実施時での同席、内部監査報告書聴取、三様監査を通して相互の連携を行っております。

最後に、常勤監査役は、常勤としてオープンな執務室内で執務し、会社活動を見守るとともに、監査役会の企画・運営、当社の属する企業グループの主要な監査役等をメンバーとしたグループ監査役会での情報共有・意見交換、日本監査役協会会員として最新情報の入手等の活動を行っております。

②内部監査の状況等

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、代表取締役が任命する内部監査人が担当しており、担当者を2名配置しております。内部監査人は、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。なお、2021年10月1日には内部監査室を設立し、専任者を配置することで内部監査体制の強化を図っております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査を担当する内部監査担当、監査役、さらに会計監査人は、相互に連携し、それぞれの監査の実効性の向上に努めております。また、内部統制部門である管理部とも、適宜会議を設ける等連携を強化しており、監査の実効性のみならず、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めております。

③会計監査の状況等

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等		所属する監査法人	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	小野 英樹	有限責任監査法人トーマツ	1年
指定有限責任社員 業務執行社員	馬淵 直樹	有限責任監査法人トーマツ	2年

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。

公認会計士 6名 その他 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって、2社程度の監査法人と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を整えていること、および当社ビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上記の観点と会計監査人の業務実績状況を照らし合わせ監査法人に対して評価を行っております。具体的には、会計監査人の独立性の担保、内部統制システム評価と監査リスクの把握ができていないかを確認するとともに、監査実務チームの体制や監査の網羅性、あるいは個別の監査項目に対する適切性を確認しております。さらには、監査役との連携状況や報告の適切性を合わせて評価している状況です。

g. 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明に 基づく報酬(千円)	非監査証明に 基づく報酬(千円)	監査証明に 基づく報酬(千円)	非監査証明に 基づく報酬(千円)
提出会社	22,500	2,000	23,839	—
連結子会社	—	—	—	—
計	22,500	2,000	23,839	—

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

該当事項はありません。

(c) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

新規上場に係るコンフォートレター作成業務について2,000千円を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(d) その他重要な報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(e) 監査報酬の決定方針

当社では、監査法人と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

(f) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積もりの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

h. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日） 有限責任監査法人トーマツ

翌連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日） EY新日本有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

- (2) 当該異動の年月日
2021年12月17日（第23期定時株主総会開催予定日）
- (3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
2017年3月31日
- (4) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等
該当事項はありません。
- (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2021年12月17日開催予定の第23期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。監査役会は、EY新日本有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及びグローバル監査体制について検討を行った結果、適任であると判断いたしました。また、当社親会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社も2021年12月19日開催予定の第28期定時株主総会において、公認会計士等の異動を予定しており、EY新日本有限責任監査法人を新たな公認会計士等の候補者としております。これに伴い、当社も会計監査人を統一することでグループにおける連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性の向上が図れると判断し、EY新日本有限責任監査法人を当社の会計監査人候補者としております。
- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見
- ① 退任する公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
- ② 監査役会の意見
妥当であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月の取締役会において、決議しております。

b. 当該方針の内容の概要

取締役の報酬額については、2019年12月11日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と定められております。監査役の報酬額については、2019年12月11日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と定められております。なお、第23期定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち2名は、社外取締役）、監査役の員数は3名（うち2名は社外監査役）です。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払う方針としております。業績連動報酬等は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各事業年度の連結営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給しており、あらかじめその支給総額等は定めておりません。当事業年度の連結営業利益は589,336千円です。

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉山憲太郎氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の額の報酬案であり、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役及び監査役全員の同意をもって決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

また、監査役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査役会の協議により定める固定報酬とし、企業の業績に左右されない適正な報酬が確保されることで、その独立性を担保しております。

c. 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続きに基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	98,520	82,020	16,500	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	2,400	2,400	—	—	1
社外役員	15,300	15,300	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月11日開催の第21期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。第23期定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年12月11日開催の第21期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。第23期定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 上記業績連動報酬の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額16,500千円（取締役5名に対して16,500千円）を記載しております。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年12月18日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含むとともに、無報酬の取締役1名が在任しているためであります。

- ③ 役員ごとの連結報酬等の総額等
該当事項はありません。
- ④ 使用人兼任役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。
- ⑤ 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容
取締役の報酬等の額は、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、取締役会にて各取締役の報酬額を決定しております。
- ⑥ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者
当社の役員報酬等については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。
なお、取締役の報酬に関しては、妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会を設置しております。取締役の報酬は指名報酬委員会での審議を経た上で、取締役会並びに代表取締役に答申され、決定されます。
- ⑦ 業績連動報酬に関わる指標の目標及び実績
業績連動報酬等は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各事業年度の連結営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給しております。当事業年度の連結営業利益は589,336千円です。

(5) 【株式の保有状況】

- ① 投資株式の区分の基準及び考え方
該当事項はありません。
- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,946,028	3,433,620
売掛金	313,409	521,859
商品	1,431,692	1,614,846
その他	334,732	222,334
貸倒引当金	△1,777	△3,082
流動資産合計	5,024,084	5,789,578
固定資産		
有形固定資産	※ 58,898	※ 60,281
無形固定資産		
ソフトウェア	431,270	646,884
ソフトウェア仮勘定	77,588	192,938
顧客関連資産	171,243	128,432
のれん	266,630	222,192
その他	5,880	2,549
無形固定資産合計	952,613	1,192,997
投資その他の資産		
敷金	24,488	23,645
破産更生債権等	251	995
繰延税金資産	61,297	69,597
その他	3,484	19
貸倒引当金	△251	△995
投資その他の資産合計	89,269	93,262
固定資産合計	1,100,781	1,346,541
資産合計	6,124,865	7,136,119

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	499,574	1,092,309
未払法人税等	158,334	144,166
預り金	1,064,278	1,129,466
賞与引当金	95,300	89,733
役員賞与引当金	38,500	20,000
その他	190,773	244,006
流動負債合計	2,046,761	2,719,682
固定負債		
繰延税金負債	52,434	39,326
その他	7,501	700
固定負債合計	59,936	40,026
負債合計	2,106,698	2,759,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,533,123	1,605,446
資本剰余金	1,546,234	1,618,557
利益剰余金	740,576	994,020
自己株式	—	△1,252
株主資本合計	3,819,934	4,216,771
新株予約権	0	—
非支配株主持分	198,233	159,639
純資産合計	4,018,167	4,376,410
負債純資産合計	6,124,865	7,136,119

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	3,691,567	7,089,506
売上原価	※1 2,073,634	※1 5,068,985
売上総利益	1,617,933	2,020,521
販売費及び一般管理費		
役員報酬	138,338	134,276
給料及び手当	278,282	398,166
賞与引当金繰入額	95,300	89,733
役員賞与引当金繰入額	38,500	20,000
のれん償却額	44,438	44,438
その他	570,198	744,570
販売費及び一般管理費合計	1,165,057	1,431,185
営業利益	452,875	589,336
営業外収益		
受取利息	139	72
受取キャンセル料	—	17,400
受取解約返戻金	—	10,909
補助金収入	2,000	—
その他	78	1,777
営業外収益合計	2,218	30,158
営業外費用		
支払利息	253	151
上場関連費用	26,083	—
その他	2	2
営業外費用合計	26,340	153
経常利益	428,752	619,341
特別損失		
本社移転費用	2,548	—
固定資産除却損	—	※2 898
特別損失合計	2,548	898
税金等調整前当期純利益	426,204	618,442
法人税、住民税及び事業税	198,440	267,067
法人税等調整額	△26,611	△21,409
法人税等合計	171,829	245,657
当期純利益	254,375	372,784
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△37,483	△38,593
親会社株主に帰属する当期純利益	291,858	411,378

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純利益	254,375	372,784
包括利益	254,375	372,784
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	291,858	411,378
非支配株主に係る包括利益	△37,483	△38,593

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当期首残高	1,173,309	1,186,420	448,717	2,808,446	0	235,716	3,044,163
当期変動額							
新株の発行	359,049	359,049		718,098			718,098
新株の発行（新株予約権 の行使）	765	765		1,530			1,530
親会社株主に帰属する当 期純利益			291,858	291,858			291,858
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					△0	△37,483	△37,483
当期変動額合計	359,814	359,814	291,858	1,011,487	△0	△37,483	974,004
当期末残高	1,533,123	1,546,234	740,576	3,819,934	0	198,233	4,018,167

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	1,533,123	1,546,234	740,576	—	3,819,934	0	198,233	4,018,167
当期変動額								
新株の発行（新株予約権 の行使）	72,323	72,323			144,646			144,646
剰余金の配当			△157,934		△157,934			△157,934
自己株式の取得				△1,252	△1,252			△1,252
親会社株主に帰属する当 期純利益			411,378		411,378			411,378
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）						△0	△38,593	△38,593
当期変動額合計	72,323	72,323	253,443	△1,252	396,837	△0	△38,593	358,243
当期末残高	1,605,446	1,618,557	994,020	△1,252	4,216,771	—	159,639	4,376,410

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	426,204	618,442
減価償却費	187,935	230,249
のれん償却額	44,438	44,438
補助金収入	△2,000	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,062	△5,567
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,500	△18,500
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	114	2,048
上場関連費用	26,083	—
本社移転費用	2,548	—
固定資産除却損	—	898
受取解約返戻金	—	△10,909
受取利息	△139	△72
支払利息	253	151
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,766	△209,195
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,266,691	△183,232
仕入債務の増減額 (△は減少)	320,152	592,735
預り金の増減額 (△は減少)	△169,953	65,187
その他	32,215	98,006
小計	△397,042	1,224,682
利息の受取額	124	72
利息の支払額	△253	△151
解約返戻金の受取額	—	10,909
補助金の受取額	2,000	—
本社移転費用の支払額	△2,548	—
法人税等の支払額	△139,592	△278,437
営業活動によるキャッシュ・フロー	△537,312	957,075
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△29,320	△25,850
無形固定資産の取得による支出	△292,216	△442,781
敷金の回収による収入	15,734	—
敷金の差入による支出	△24,409	—
その他	△6,537	2,959
投資活動によるキャッシュ・フロー	△336,749	△465,672
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,530	144,646
株式の発行による収入	718,098	—
自己株式の取得による支出	—	△1,252
配当金の支払額	—	△139,040
上場関連費用の支出	△25,441	—
その他	△9,591	△8,163
財務活動によるキャッシュ・フロー	684,596	△3,810
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△189,465	487,592
現金及び現金同等物の期首残高	3,135,493	2,946,028
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,946,028	※ 3,433,620

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

グローバルカードシステム株式会社

GM0データ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

商品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 3～10年

レンタル資産 5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)

顧客関連資産 効果の及ぶ期間(8年)

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき見積額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間(10年)にわたって均等償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

のれん	222,192千円
顧客関連資産	128,432千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、2016年9月期においてグローバルカードシステム株式会社の株式を100%取得し、取得原価の配分を行っております。当該取得原価の配分により、のれん及び顧客関連資産が計上されております。当社は、グローバルカードシステム株式会社の損益計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候は識別されておられません。

減損の兆候の判定に用いた損益計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において損益計画と損益実績に乖離が生じることにより上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上の可能性があり、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益の認識を行うこととされ、基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップが適用されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において検討中であります。

「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において検討中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

包括加盟店契約に関する事項

当社は、継続的役務を提供する加盟店が提供完了前に経営破綻などに陥り、継続的役務の提供が出来なくなった場合、包括加盟店契約等に基づき、当該加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	49,300千円	74,141千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
	11,285千円	19,774千円

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
ソフトウェア	－ 千円	898 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式(株) (注)	119,839	3,828,531	—	3,948,370

(注) 普通株式の発行済株式数の増加3,828,531株は、株式分割による増加3,475,331株、有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)増資による増加240,000株、第三者割当増資による増加67,300株及びストック・オプションの行使に伴う新株の発行による増加45,900株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
合計		—	—	—	—	—	0

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	157,934	40.00	2020年9月30日	2020年12月21日

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式(株) (注)	3,948,370	157,950	—	4,106,320

(注) 普通株式の発行済株式数の増加157,950株は、ストック・オプションの行使に伴う新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式(株) (注)	—	65	—	65

(注) 自己株式の増加65株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月24日 取締役会	普通株式	157,934	40.00	2020年9月30日	2020年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	209,419	51.00	2021年9月30日	2021年12月20日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	2,946,028千円	3,433,620千円
現金及び現金同等物	2,946,028	3,433,620

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は原則として、営業活動によるキャッシュ・フローのほか、これまで蓄積してきた内部留保で賄い、必要に応じ銀行等金融機関からの借入とする方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部門が与信管理規程等に従い取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎月把握する体制としております。

敷金は、主に事業所の賃借に伴う敷金であります。敷金は差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を把握しております。

買掛金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

未払法人税等は、決算日から3ヶ月以内に納付する予定となっております。

預り金は、主に包括加盟店契約による加盟店に対する預り金であり、翌月までには大半が支払われることとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、管理部門が与信管理規程等に従い取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎月把握する体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署等からの報告に基づき資金の流動性を把握し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2020年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,946,028	2,946,028	—
(2) 売掛金	313,409		
貸倒引当金(※)	△1,604		
売掛金(純額)	311,804	311,804	—
(3) 敷金	24,488	24,470	△17
(4) 破産更生債権等	251		
貸倒引当金(※)	△251		
破産更生債権等(純額)	—	—	—
資産計	3,282,321	3,282,303	△17
(1) 買掛金	499,574	499,574	—
(2) 未払法人税等	158,334	158,334	—
(3) 預り金	1,064,278	1,064,278	—
負債計	1,722,188	1,722,188	—

(※) それぞれ対象となる貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2021年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,433,620	3,433,620	—
(2) 売掛金	521,859		
貸倒引当金(※)	△2,714		
売掛金(純額)	519,144	519,144	—
(3) 敷金	23,645	23,607	△38
(4) 破産更生債権等	995		
貸倒引当金(※)	△995		
破産更生債権等(純額)	—	—	—
資産計	3,976,410	3,976,372	△38
(1) 買掛金	1,092,309	1,092,309	—
(2) 未払法人税等	144,166	144,166	—
(3) 預り金	1,129,466	1,129,466	—
負債計	2,365,942	2,365,942	—

(※) それぞれ対象となる貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金については、償還予定時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いた現在価値によって算定しております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられることから、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,945,829	—	—	—
売掛金	313,409	—	—	—
敷金	—	—	—	24,488
合計	3,259,238	—	—	24,488

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,433,338	—	—	—
売掛金	521,859	—	—	—
敷金	—	—	23,645	—
合計	3,955,198	—	23,645	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度8,650千円、当連結会計年度11,915千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2010年12月21日	2016年11月21日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役兼 親会社監査役 1名 当社従業員 2名 親会社取締役 4名 親会社従業員 12名	当社取締役 3名 当社従業員 10名 親会社従業員 3名 子会社取締役 2名 子会社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 16名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 72,000株	普通株式 150,000株	普通株式 58,170株
付与日	2011年1月15日	2016年11月30日	2018年9月28日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自 2016年1月1日 至 2025年12月31日	自 2018年12月3日 至 2026年10月30日	自 2020年9月29日 至 2028年8月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年2月14日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、GMOペイメントゲートウェイ株式会社グループならびに当社取締役、監査役、従業員等並びに当社の社外協力者等の地位にあることを要す。
- (2) 本新株予約権者の質入れ、担保権の設定および相続は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

3. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	15,600	147,900	57,870
権利確定	—	—	—
権利行使	15,600	109,980	32,370
失効	—	—	—
未行使残	—	37,920	25,500

(注) 2020年2月14日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	34	967	1,167
行使時平均株価(円)	19,400	19,055	19,055
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 2020年2月14日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は類似会社比準方式等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	2,093,023千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された ストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	3,104,808千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	29,538千円	27,767千円
未払事業税	11,983	13,957
減価償却超過額	7,418	9,471
商品評価損	4,870	10,925
未払法定福利費	5,392	4,195
税務上の繰越欠損金(注)2	25,560	57,033
資産除去債務	200	468
その他	2,828	3,508
繰延税金資産小計	87,792	127,327
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△25,560	△57,033
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△934	△696
評価性引当額小計(注)1	△26,495	△57,730
繰延税金資産合計	61,297	69,597
繰延税金負債		
顧客関連資産	△52,434	△39,326
繰延税金負債合計	△52,434	△39,326
繰延税金資産(負債)純額	8,862	30,271

(注) 1. 評価性引当額が31,234千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社であるGMOデータ株式会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を57,033千円認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	25,560	25,560千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△25,560	△25,560 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	57,033	57,033千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△57,033	△57,033 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.88	0.85
住民税均等割	0.64	0.44
評価性引当額の増減	5.53	4.35
のれん償却額	3.19	2.20
法人税の特別控除額	△3.44	—
連結子会社との税率差異	1.54	1.45
その他	△0.64	△0.19
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.32	39.72

(資産除去債務関係)

当社及び連結子会社の本社事務所に係る不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	514,476

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
三井住友カード株式会社	3,265,970
VJA株式会社	850,556

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区	4,712,900	インターネットインフラ事業	(被所有) 直接59.7	役員の兼任、事務所の転貸借、営業上の取引等	決済端末の販売 (注)2	440,894	売掛金	25,133

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区	13,323,135	インターネットインフラ事業	(被所有) 直接57.5	役員の兼任、営業上の取引等	決済端末の販売等 (注)2	168,135	売掛金	7,781

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	杉山 憲太郎	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接0.4	-	ストックオプション権利行使 (注)1	23,946	-	-
役員	高野 明	-	-	当社取締役会長	(被所有) 直接0.3	-	ストックオプション権利行使 (注)1	23,875	-	-
重要な子会社の役員	倉田 秀喜	-	-	グローバルカードシステム株式会社元代表取締役社長 (注)2	(被所有) 直接1.0	-	ストックオプション権利行使 (注)1	11,981	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
ストックオプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。
2. 倉田秀喜は、当社子会社グローバルカードシステム株式会社の代表取締役社長を2021年6月30日付で退任しております。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報
- GM0インターネット株式会社(東京証券取引所に上場)
- GM0ペイメントゲートウェイ株式会社(東京証券取引所に上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
- 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	967円47銭	1,026円91銭
1株当たり当期純利益	79円84銭	101円98銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	78円73銭	98円81銭

- (注) 1. 当社は、2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から前連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、2020年2月14日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	291,858	411,378
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	291,858	411,378
普通株式の期中平均株式数(株)	3,655,373	4,034,047
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	51,718	129,325
(うち新株予約権(株))	(51,718)	(129,325)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(役員に対する業績連動型株式報酬制度(BBT)の導入)

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年12月17日開催の第23期定時株主総会に付議し、承認されました。

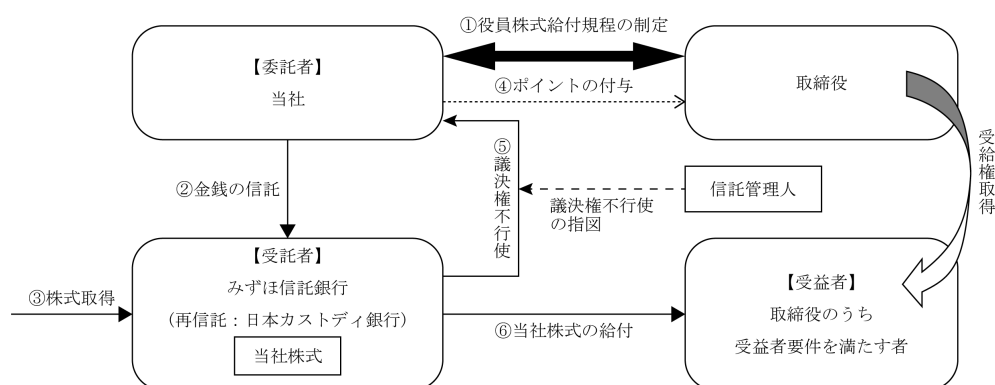
1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期(ポイント付与後、2年を経過した時期)となります。ただし、退任取締役に関しては、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。



- ①当社は、株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき、各事業年度における業績達成度等に応じて、取締役にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、原則として、在任中一定の時期(ポイント付与後、2年を経過した時期)に、取締役のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役(社外取締役、非常勤取締役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2022年2月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

当社は、2022年9月末日で終了する事業年度から2026年9月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記（3）の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、150百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、150百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、150百万円を上限とします。

かかる信託拠出額上限（報酬等の額）につきましては、下記（6）に基づき、今後、取締役に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり6,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は30,000株となります。

(6) 取締役に給付される当社株式の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき連結営業利益の目標値に対する達成度と各取締役の役位に応じて定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、6,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、在任中一定の時期（ポイント付与後、2年を経過した時期）までに当該取締役に付与されたポイント数に在任期間に応じて定められた係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、上記（1）の各時期に本信託から給付を受けます。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、株主還元策として、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役에게 給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

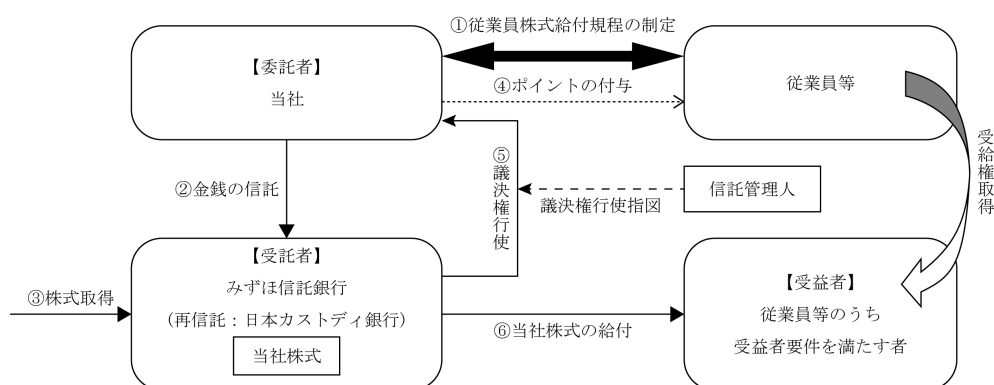
(従業員に対する業績連動型株式給付制度(J-ESOP)の導入)

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の従業員等（以下「従業員等」といいます。）に対して新たに業績連動型株式給付制度「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

1. 導入の背景

当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から、インセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）の導入を検討してまいりましたが、今般、従業員等に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の仕組み



①当社及び当社子会社は、本制度の導入に際し「従業員株式給付規程」を制定します。

②当社は、「従業員株式給付規程」に基づき従業員等に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。

③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④当社及び当社子会社は、「従業員株式給付規程」に基づき従業員等にポイントを付与します。

⑤本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

⑥本信託は、従業員等のうち「従業員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

なお、本制度における信託の設定時期及び金額につきましては、「役員に対する業績連動型株式報酬制度（BBT）」と同様のものを予定しておりますが、詳細については未定であります。詳細につきましては、今後決定次第改めてお知らせいたします。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	8,163	6,292	—	—
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	6,939	647	—	2022年～2024年
合計	15,103	6,939	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	452	194	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,285,793	2,816,315	4,837,219	7,089,506
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	163,539	318,650	466,883	618,442
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	110,204	211,636	311,637	411,378
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	27.91	53.17	77.62	101.98

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	27.91	25.28	24.49	24.38

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,156,308	2,831,097
売掛金	※ 271,577	※ 469,107
商品	1,431,585	1,614,739
前渡金	181,935	88,773
前払費用	10,059	21,485
その他	※ 189,976	※ 134,245
貸倒引当金	△1,777	△3,082
流動資産合計	4,239,665	5,156,367
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	—	9,378
工具、器具及び備品	9,899	12,833
レンタル資産	25,775	22,809
リース資産	2,751	1,571
有形固定資産合計	38,426	46,593
無形固定資産		
ソフトウェア	308,939	510,383
ソフトウェア仮勘定	58,014	128,435
その他	110	77
無形固定資産合計	367,064	638,896
投資その他の資産		
関係会社株式	1,019,900	1,019,900
役員及び従業員に対する長期貸付金	3,468	—
敷金	23,956	23,353
破産更生債権等	213	958
繰延税金資産	56,155	61,376
その他	15	18
貸倒引当金	△213	△958
投資その他の資産合計	1,103,495	1,104,648
固定資産合計	1,508,987	1,790,138
資産合計	5,748,652	6,946,505

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 498,826	※ 1,076,421
リース債務	1,115	962
未払金	※ 93,603	※ 99,420
未払法人税等	136,298	87,728
未払消費税等	—	77,341
前受金	65,697	47,640
預り金	1,063,047	1,129,256
賞与引当金	86,300	82,400
役員賞与引当金	38,500	16,500
流動負債合計	1,983,387	2,617,671
固定負債		
長期預り保証金	※ 9,173	※ 9,173
リース債務	1,609	647
長期末払金	133	53
固定負債合計	10,916	9,874
負債合計	1,994,304	2,627,545
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,533,123	1,605,446
資本剰余金		
資本準備金	1,546,234	1,618,557
資本剰余金合計	1,546,234	1,618,557
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	674,989	1,096,208
利益剰余金合計	674,989	1,096,208
自己株式	—	△1,252
株主資本合計	3,754,347	4,318,960
新株予約権	0	—
純資産合計	3,754,347	4,318,960
負債純資産合計	5,748,652	6,946,505

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	※ 3,379,443	※ 6,705,833
売上原価	※ 2,016,230	※ 5,009,883
売上総利益	1,363,212	1,695,950
販売費及び一般管理費		
役員報酬	96,390	99,720
減価償却費	14,279	38,708
給料及び手当	224,957	323,249
賞与引当金繰入額	86,300	82,400
役員賞与引当金繰入額	38,500	16,500
その他	※ 455,888	※ 600,245
販売費及び一般管理費合計	916,315	1,160,824
営業利益	446,896	535,125
営業外収益		
受取利息	135	68
受取配当金	—	※ 200,000
受取手数料	※ 5,400	※ 5,400
受取キャンセル料	—	17,400
雑収入	50	1,763
営業外収益合計	5,585	224,631
営業外費用		
支払利息	89	64
上場関連費用	26,083	—
雑損失	2	2
営業外費用合計	26,175	66
経常利益	426,306	759,691
特別損失		
本社移転費用	1,886	—
固定資産除却損	—	872
特別損失合計	1,886	872
税引前当期純利益	424,419	758,818
法人税、住民税及び事業税	146,662	184,886
法人税等調整額	△18,940	△5,221
法人税等合計	127,722	179,664
当期純利益	296,697	579,153

【売上原価明細書】

区分	注記	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 商品仕入等	※	2,415,949	73.6	3,696,436	71.2
II 労務費		132,961	4.1	469,855	9.0
III 経費		733,934	22.3	1,026,745	19.8
小計		3,282,844	100.0	5,193,037	100.0
期首商品たな卸高		164,971		1,431,585	
合計		3,447,816		6,624,622	
期末商品たな卸高		1,431,585		1,614,739	
売上原価		2,016,230		5,009,883	

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	281,027	357,453
減価償却費	77,332	94,658
通信費	122,654	139,502
支払報酬	106,283	102,685

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,173,309	1,186,420	1,186,420	378,292	378,292	—	2,738,021	0	2,738,021
当期変動額									
新株の発行	359,049	359,049	359,049				718,098		718,098
新株の発行(新株予約権の行使)	765	765	765				1,530		1,530
剰余金の配当							—		—
自己株式の取得							—		—
当期純利益				296,697	296,697		296,697		296,697
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△0	△0
当期変動額合計	359,814	359,814	359,814	296,697	296,697	—	1,016,326	△0	1,016,325
当期末残高	1,533,123	1,546,234	1,546,234	674,989	674,989	—	3,754,347	0	3,754,347

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,533,123	1,546,234	1,546,234	674,989	674,989	—	3,754,347	0	3,754,347
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	72,323	72,323	72,323				144,646		144,646
剰余金の配当				△157,934	△157,934		△157,934		△157,934
自己株式の取得						△1,252	△1,252		△1,252
当期純利益				579,153	579,153		579,153		579,153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△0	△0
当期変動額合計	72,323	72,323	72,323	421,218	421,218	△1,252	564,612	△0	564,612
当期末残高	1,605,446	1,618,557	1,618,557	1,096,208	1,096,208	△1,252	4,318,960	—	4,318,960

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 5～10年

レンタル資産 5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき見積額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度計上額

関係会社株式 1,019,900千円

(このうちグローバルカードシステム株式会社770,000千円、GM0データ株式会社249,900千円)

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、移動平均法による原価法により取得原価を貸借対照表に計上し、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を実施する必要があります。ただし、実質価額が著しく低下した場合でも、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、事業年度末において相当の減額をしないことも認められております。

実質価額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した各社の財務数値を基礎としつつ、連結貸借対照表上ののれんや無形資産が計上されている関係会社株式には、それらのれん及び無形資産に表される超過収益力が加味されております。当該超過収益力は、損益計画を基礎として算定しておりますが、当該損益計画には不確実性があります。翌事業年度以降において、損益計画と損益実績に乖離が生じ、当該超過収益力の算定に見直しが必要になった場合には、関係会社株式評価損を認識する可能性があり、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

包括加盟店契約に関する事項

当社は、継続的役務を提供する加盟店が提供完了前に経営破綻などに陥り、継続的役務の提供が出来なくなった場合、包括加盟店契約等に基づき、当該加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
短期金銭債権	36,779千円	20,446千円
短期金銭債務	14,382	15,663
長期金銭債務	9,173	9,173

(損益計算書関係)

※ 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	501,742千円	168,145千円
営業費用	95,790	169,646
営業取引以外の取引による取引高	5,400	205,400

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
子会社株式	1,019,900	1,019,900

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	26,425千円	25,230千円
未払事業税	9,928	8,917
減価償却超過額	7,418	9,471
商品評価損	4,870	10,925
未払法定福利費	4,987	3,708
資産除去債務	138	323
その他	2,815	3,495
繰延税金資産小計	56,584	62,072
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△428	△696
評価性引当額小計	△428	△696
繰延税金資産合計	56,155	61,376

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率 (調整)	—%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.69
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△8.07
住民税均等割	—	0.30
評価性引当額の増減	—	0.04
その他	—	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	23.68

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(役員に対する業績連動型株式報酬制度(BBT)の導入)

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年12月17日開催の第23期定時株主総会に付議し、承認されました。

なお、本制度の詳細につきましては、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(従業員に対する業績連動型株式給付制度(J-ESOP)の導入)

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して新たに業績連動型株式給付制度「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入することにつき決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物附属設備	—	9,487	—	108	9,378	108
	工具、器具及び備品	9,899	5,860	—	2,926	12,833	7,340
	レンタル資産	25,775	9,862	—	12,827	22,809	42,356
	リース資産	2,751	—	—	1,179	1,571	8,140
	計	38,426	25,209	—	17,042	46,593	57,946
無形 固定 資産	ソフトウェア	308,939	318,608	872	116,291	510,383	—
	ソフトウェア仮勘定	58,014	369,238	298,817	—	128,435	—
	その他	110	—	—	33	77	—
	計	367,064	687,847	299,689	116,325	638,896	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	自社利用ソフトウェアのソフトウェア仮勘定からの振替	298,817千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェアの資産計上	369,238千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	298,817千円
-----------	------------	-----------

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,991	4,040	1,991	4,040
賞与引当金	86,300	82,400	86,300	82,400
役員賞与引当金	38,500	16,500	38,500	16,500

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りです。 (公告掲載URL https://gmo-fg.com/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）2020年12月21日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年12月21日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第23期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第23期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第23期第3四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月11日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2020年12月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

2021年11月24日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

GMOフィナンシャルゲート株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 英 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 淵 直 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOフィナンシャルゲート株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOフィナンシャルゲート株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

処理料売上、加盟店売上の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結損益計算書に記載されているとおり、当連結会計年度の売上高は7,089,506千円であり、そのうち処理料売上、加盟店売上は1,298,519千円である。</p> <p>処理料売上、加盟店売上算定の基礎となる日々の膨大な電子商取引の決済データは、複数のシステム間でデータ連携されている。処理料売上、加盟店売上は、決済データに基づく処理件数に処理単価を乗じて、あるいは処理金額に一定料率を乗じて算定・計上されるため、このプロセスにおける業務処理システムへの依存度が非常に高い。</p> <p>業務処理システムによって自動化された内部統制はあらかじめ定められたプログラムやマスタ・データに従って大量の取引やデータを一貫して処理する。プログラムやマスタ・データが適切でない、または業務処理システムの管理が適切でないことに起因して処理料売上、加盟店売上に虚偽表示が生じた場合には、その影響が広範囲に及び、かつ、金額的重要性に鑑みると会社の財政状態や経営成績への影響が大きなものとなる可能性が高いと考えられる。</p> <p>当監査法人は、処理料売上、加盟店売上が正確に連結財務諸表に反映されているかどうかを検討するにあたり、数値の直接的な検討の前提として業務処理システムが継続的に、かつ適切に整備、運用されることが極めて重要であると判断した。</p> <p>また、その有効性の評価を実施するためにはITに関して相応の専門的な知識及び経験が必要不可欠であると判断した。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当監査法人内のIT専門家と連携して、自動化された内部統制が継続的に、かつ適切に整備、運用されているかを評価するためにITに係る全般統制の有効性を評価した。取引開始から処理料売上、加盟店売上の計上に至るまでの業務処理システムにおける一連のデータフロー、処理プロセスを理解し、自動化された内部統制の有効性を評価した。それに加えて、処理料売上、加盟店売上の計上の裏付けとなる証憑との突合を中心とした実証手続を実施した。主として実施した監査手続は以下のとおりである。</p> <p>① ITに係る全般統制の評価 システム開発やプログラム変更管理、バックアップ等データの保全に関する管理、システム及びデータベースのアカウントやアクセス権管理、障害発生時の対応等のシステム運用管理のITに係る全般統制の有効性を評価した。</p> <p>② 自動化された内部統制の評価 (ア)一連の業務処理システムのデータインタフェース処理に関する自動化された内部統制の有効性を評価するために、業務処理システム間のデータの整合性を検討した。 (イ)業務処理システムにおける収益の自動計算に関する業務処理統制の有効性を評価するために、業務処理システムに実装されているプログラムが仕様通りに計算されているかどうかを検討した。</p> <p>③ 実証手続 (ア)処理料売上、加盟店売上を母集団として、サンプルベースで加盟店との契約文書と加盟店マスタのデータを突合し、処理単価や料率が正しくシステムに登録されていることを検討した。 (イ)処理料売上、加盟店売上のうち、システムで処理される契約を対象に再計算を実施し、業務処理システムによる処理の正確性を検討した。 (ウ)処理料売上、加盟店売上を母集団として、サンプルベースで業務処理システムから抽出した処理金額をクレジットカード会社等の決済事業者の支払通知書と突合して一致することを確認、一致しない場合は差異が合理的であることを検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

GMOフィナンシャルゲート株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 英 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 渕 直 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOフィナンシャルゲート株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOフィナンシャルゲート株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

処理料売上、加盟店売上の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>損益計算書に記載のされているとおり、当事業年度の売上高は6,705,833千円である。当該売上高を構成する、処理料売上、加盟店売上が1割強を占める。</p> <p>処理料売上、加盟店売上算定の基礎となる日々の膨大な電子商取引の決済データは、複数のシステム間でデータ連携されている。処理料売上、加盟店売上は、決済データに基づく処理件数に処理単価を乗じて、あるいは処理金額に一定料率を乗じて算定・計上されるため、このプロセスにおける業務処理システムへの依存度が非常に高い。</p> <p>業務処理システムによって自動化された内部統制はあらかじめ定められたプログラムやマスタ・データに従って大量の取引やデータを一貫して処理する。プログラムやマスタ・データが適切でない、または業務処理システムの管理が適切でないことに起因して処理料売上、加盟店売上に虚偽表示が生じた場合には、その影響が広範囲に及び、かつ、金額的重要性に鑑みると会社の財政状態や経営成績への影響が大きなものとなる可能性が高いと考えられる。</p> <p>当監査法人は、処理料売上、加盟店売上が正確に財務諸表に反映されているかどうかを検討するにあたり、数値の直接的な検討の前提として業務処理システムが継続的に、かつ適切に整備、運用されることが極めて重要であると判断した。</p> <p>また、その有効性の評価を実施するためにはITに関して相応の専門的な知識及び経験が必要不可欠であると判断した。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当監査法人内のIT専門家と連携して、自動化された内部統制が継続的に、かつ適切に整備、運用されているかを評価するためにITに係る全般統制の有効性を評価した。取引開始から処理料売上、加盟店売上の計上に至るまでの業務処理システムにおける一連のデータフロー、処理プロセスを理解し、自動化された内部統制の有効性を評価した。それに加えて、処理料売上、加盟店売上の計上の裏付けとなる証憑との突合を中心とした実証手続を実施した。主として実施した監査手続は以下のとおりである。</p> <p>① ITに係る全般統制の評価 システム開発やプログラム変更管理、バックアップ等データの保全に関する管理、システム及びデータベースのアカウントやアクセス権管理、障害発生時の対応等のシステム運用管理のITに係る全般統制の有効性を評価した。</p> <p>② 自動化された内部統制の評価 (ア)一連の業務処理システムのデータインタフェース処理に関する自動化された内部統制の有効性を評価するために、業務処理システム間のデータの整合性を検討した。 (イ)業務処理システムにおける収益の自動計算に関する業務処理統制の有効性を評価するために、業務処理システムに実装されているプログラムが仕様通りに計算されているかどうかを検討した。</p> <p>③ 実証手続 (ア)処理料売上、加盟店売상을母集団として、サンプルベースで加盟店との契約文書と加盟店マスタのデータを突合し、処理単価や料率が正しくシステムに登録されていることを検討した。 (イ)処理料売上、加盟店売上のうち、システムで処理される契約を対象に再計算を実施し、業務処理システムによる処理の正確性を検討した。 (ウ)処理料売上、加盟店売상을母集団として、サンプルベースで業務処理システムから抽出した処理金額をクレジットカード会社等の決済事業者の支払通知書と突合して一致することを確認、一致しない場合は差異が合理的であることを検討した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。